整 備 及 び 検 査 関 係

1,自動車分解整備事業者遵守事項

自動車分解整備事業者遵守事項

①認証看板を公衆の見易いように掲示しなければならない。

②分解整備を行う場合は保安基準に適合するようにしなければならない。

③分解整備記録簿を備え記載し、写しを交付し、2年間保存しなければならない。

④認証基準に適合する設備を維持し従業員を確保しなければならない。(2名以上内2級以上1名)

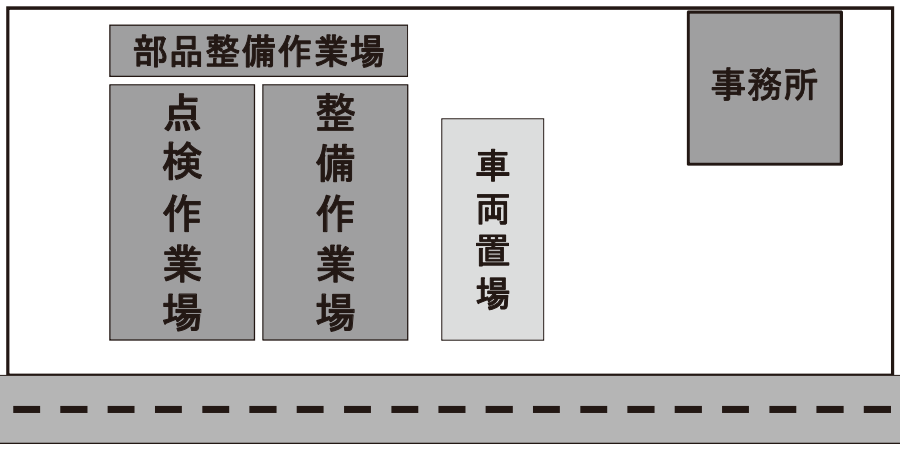

⑤上記の他、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

自動車分解整備事業者遵守事項

≪国土交通省令≫①

①作業に係る料金表を見易いように掲示する。

整備料金表（乗用車編）

車検整備（3・5ナンバー車 軽自動車は4ナンバー車も含む）　単位：円

	車種	アクア・アイシス クラス		SAI・クラウン クラス		エスティマ・プラド クラス		マジェスタ クラス	軽自動車
基本料金A	24ヶ月定期点検	17,280		19,872		19,872		19,872	12,960
	継続検査	9,504		9,504		9,504		9,504	9,504
	検査代行手数料	4,644		4,644		4,644		4,644	4,644
	計	31,428		34,020		34,020		34,020	27,108
基本整備B	シャシ洗浄	2,700		2,700		2,700		2,700	2,700
	ブレーキクリーニング	2,700		2,700		2,700		2,700	2,700
	ブレーキフルード交換	3,942		4,374		4,374		4,374	3,942
	冷却水(LLC)交換	6,642(2.5ℓ)		7,797(3.0ℓ)		8,521(3.5ℓ)		8,521(3.5ℓ)	5,918(2.0ℓ)
	計	15,984		17,571		18,295		18,295	15,260
法定費用C	車両重量	1,500kg以下	2,000kg以下	1,500kg以下	2,000kg以下	2,000kg以下	2,500kg以下	2,000kg以下	1,000kg以下
	自動車賠償責任保険	27,840(24ヶ月)		27,840(24ヶ月)		27,840(24ヶ月)		27,840(24ヶ月)	26,370(24ヶ月)
	重量税	24,600	32,800	24,600	32,800	32,800	41,000	32,800	6,600
	印紙代	1,100		1,100		1,100		1,100	1,100
	計	53,540	61,740	53,540	61,740	61,740	69,940	61,740	34,070
	A＋B＋Cの合計	100,952	109,152	105,131	113,331	114,055	122,255	114,055	76,438

12ヶ月定期点検　単位：円

基本料金	11,016	12,636	9,720

プロケア10　単位：円

基本料金	（全車）4,212

点検結果にもとづく追加整備（車検・12ヶ月法点と同時作業の場合）単位：円

車種	アクア	ポルテ	プリウス	アリオン	アイシス	SAI	クラウン	マジェスタ	エスティマ	FJ	プラド	ランクル	[illegible]	ダイナ	コースター
エンジンオイル交換(ガソリン)	6,258	6,258	6,785	6,785	6,785	6,995	7,427	11,955	7,427	9,112	8,375	10,586	6,258	8,375	7,842
エンジンオイル&オイルエレメント交換(ガソリン)	7,438	7,438	7,792	7,792	7,792	8,070	8,842	13,159	8,394	10,526	8,965	12,552	7,438	10,003	14,162
フロントワイパーラバー交換	2,635	2,613	2,646	2,592	2,484	2,646	2,732	2,754	2,754	3,294	2,808	2,808	2,538	2,700	2,916
フロントディスクブレーキパッド交換	14,374	16,102	14,374	16,750	17,431	16,750	16,329	17,506	18,100	17,074	16,383	17,442	13,489	15,487	20,649
リアディスクブレーキパッドorブレーキシュー交換	12,171	12,171	5,767	11,404	12,873	13,338	13,402	13,402	11,772	13,381	13,521	14,580	11,664	16,416	21,708
スパークプラグ交換	12,096	12,528	11,232	11,232	11,232	8,640	13,284	28,080	8,964	13,824	8,964	18,576	4,404	13,716	—
Vベルト交換	—	3,877	3,078	6,868	7,624	4,773	3,369	10,044	8,964	9,612	10,044	13,716	6,955	14,148	9,871
エアクリーナーエレメント交換	3,596	4,071	3,704	4,071	4,104	4,017	4,644	5,724	4,611	6,112	4,104	4,752	3,132	5,076	5,400

自動車分解整備事業者遵守事項

≪国土交通省令≫①

- 依頼者に対し整備の必要性について説明し、概算見積書を交付しなけらばならない。
- 不当請求、過剰請求をしてはならない。
- 保安基準に適合しなくなるような自動車の改造は行わない。
- 整備主任者を選任し分解整備記録簿の記載に関し統括管理させること。

— 2 —

自動車分解整備事業者遵守事項

≪国土交通省令≫②

- 整備主任者に対し法令研修を受けさせること
- フロン類を大気中に
  放出しないこと

- 他人に対し違反行為を要求、依頼、唆さないこと。又助けないこと。
- 整備主任者に関する事項に変更が有った場合は15日以内に届け出なければならない

MEMO

2,整備主任者の職務について

整備主任者の職務は？

(1)分解整備後の出来栄え確認業務

①分解整備箇所がしっかりと組み付け、調整がされているか？
(ドラムを装着する前と、場合によっては装着後にも確認する必要有り)

(2)分解整備の作業管理に関する業務

①メーカーの整備書についての社内教育
②自動車定期点検整備の手引きの点検内容の社内教育

(3)分解整備記録簿の記載及び保存に関する業務

①記録簿関係の保存期間
分解整備記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・2年間
定期点検記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・1年又は2年間
指定整備記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・2年間
※種類、年度毎に分類されて保管されていますか？

MEMO

3,道路運送車両法施行規則第3条「分解整備の定義」の解釈について

整備事業・全般関係通達

道路運送車両法施行規則第３条「分解整備の定義」の解釈について

㈳日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自整第151号の2
平成 8．8．20
運輸省自動車交通局技術安全部整備課長

平成７年８月に最終決着した自動車及び同部品分野に関する日米包括経済協議において分解整備の定義を全般的に見直すこととされたことから、自動車技術、整備作業の実態等が変化したこと等を踏まえ、道路運送車両法施行規則第３条の分解整備の定義を安全確保上及び公害防止上支障のない範囲で見直し、平成８年８月20日以降は、スタビライザ、トルクロッド、トーションバー・スプリング、クラッチ（二輪の小型自動車に限る）が分解整備の定義から除外されることとなったところであります。

今般、同協議の決着事項を踏まえ、この分解整備の定義の透明性の向上を図るため、標記について下記の通りとすることとしましたので、これらについて了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われるようお願いします。

記

１．分解整備に該当する作業の範囲

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、分解整備に該当する主要な作業を例示します。

なお、ここでいう「取り外し」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれます。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいいます。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）をいいます。

(1) 原動機

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあってはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。）

(2) 動力伝達装置

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのレリーズフォーク、レリーズベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

② ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバータ（ＣＶＴを含む。）、トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギヤ

③ 推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

(3) 走行装置（二輪の小型自動車を除く。）

走行装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 懸架・回転関係

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンドル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリヤアクスルシャフト

(4) かじ取り装置

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

② ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③ リンク機構関係

ドラッグリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ペルクランク、セクタアーム、リンクロッド、フレーブレバー

(5) 制動装置

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）、ブレーキシュー、ホイールシリンダ、バックプレート、シューアジャスタ、ブレーキスプリング

② ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニングバルブ、セーフティバルブ、セーフティシリンダ、メターリングバルブ、レギュレータバルブ、ＡＢＳアクチュエータ、ABSモジュレータ、ASRモジュレータ

④ 分配・倍力関係

マスタシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 緩衝関係

リーフスプリング、エアスプリング

(7) 連結装置

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 連結装置関係

キングピン、カプラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

① ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

② パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又は改造する際にギヤボックスを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

2．分解整備の定義に関する要望・苦情等処理窓口

この通達に示した作業は一般的な例であるため、全ての整備作業を網羅したものではありません。したがって、この他不明な点については分解整備の定義に関する要望・苦情等処理窓口において対応することとします。

（窓口の連絡先）

国土交通省自動車交通局技術安全部整備課整備係

住　　所　：〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

電話番号　：03-5253-8111（内線42415）

ＦＡＸ番号：03-5253-1639

4,点検整備記録簿一覧表

(点検整備記録簿)

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3カ月（別表3）	3カ月（別表4）	6カ月（別表5）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	2以降回目	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					2年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽				●		2年	←	
		二輪					●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎者
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
		三輪	○					2年	1年	
	二輪	小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車			○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	大特	車両総重量8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車		○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽				●		3年	2年	
		三輪			○			2年	←	
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車					●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○ 8t以上		○ 8t未満			2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
	大特	車両総重量8トン以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満			○			2年	←	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
	検査対象外軽自動車				○			無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注）1．点検整備記録簿の保存期間は　●印：2年　○印：1年

5,点検・整備記録簿の記載例

点検･整備記録簿の記載例

3．点検・整備記録簿の記載例

(1)　点検の結果及び整備の概要欄

記号を記入した
場合も○印をつける。

点 検 ・ 整 備 記 録 簿

点検良好	良	交換	交	調整	調	清掃	清	省略	省
分解	分	修理	修	締付	締	給油(水)	給	該当なし	／

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
- ベルトの緩み、損傷　良(調)
- ★取付けの緩み　良(締)
- オイルの漏れ　良(修)
- オイルの量　良(給)

パワー・ステアリング・ベルト

■点火装置
- ☆スパーク・プラグの状態（白金プラグ、イリジウム・プラグは点検省略可）　良(交)
- 点火時期　良(調)
- ディストリビュータのキャップの状態　良(交)

スパーク・プラグ

■バッテリ、電気配線
- ターミナル部の緩み、腐食　良(修)
- 電気配線の接続部の緩み、損傷　良(修)

バッテリ

■エンジン
- 排気ガスの色　良(調)
- CO、HCの濃度　良(調)
- ☆エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷　良(清)(交)

エア・クリーナ・エレメント

■冷却装置
- ファン・ベルトの緩み、損傷　良(調)
- 冷却水の漏れ　良(修)

■燃料装置
- 燃料漏れ　良(交)

■公害発散防止装置等
- メターリング・バルブの状態　良(修)
- ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷　良(修)
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷　良(修)
- チャコール・キャニスタの詰まり、損傷　良(交)
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能　良(修)
- 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷　良(締)
- 二次空気供給装置の機能　良(修)
- 排気ガス再循環装置の機能　良(修)
- 減速時排気ガス減少装置の機能　良(修)
- 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態　良(締)

室内点検

■ハンドル
- 操作具合　良(修)
- 遊び、がた　良(修)

■ブレーキ・ペダル
- 遊び　良(調)
- 踏み込んだときの床板とのすき間　良(調)
- ブレーキの効き具合　良(調)

ブレーキ・ペダル

室内点検

■パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)
- 引きしろ(踏みしろ)　良(調)
- パーキング・ブレーキの効き具合　良(調)

パーキング・ブレーキ・レバー

■クラッチ・ペダル
- 遊び　良(調)
- 切れたときの床板とのすき間　良(調)

クラッチ・ペダル

足廻り点検

■かじ取り車輪
- ★ホイール・アライメント　良(調)

■ショック・アブソーバ
- 損傷、オイルの漏れ　良(交)

■サスペンション　(分)
- 取付部、連結部の緩み、がた　良(締)
- 各部の損傷　良(交)

■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ　(分)
- マスタ・シリンダの液漏れ　良(交)
- ホイール・シリンダの液漏れ　良(交)
- ディスク・キャリパの液漏れ　良(交)

リヤ左右オイルシリンダー

(分)
- マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷　良(交)
- ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷　良(交)
- ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷　良(交)

マスタ・シリンダ　ディスク・キャリパ　ホイール・シリンダ

■ホイール
- ☆タイヤの空気圧　良(調)
- ☆タイヤの亀裂、損傷　良(交)
- ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗　良(交)
- スペア・タイヤの空気圧　良(調)
- ☆ナット、ボルトの緩み　良(締)
- (分)
- ★フロント・ホイール・ベアリングのがた　良(交)(調)
- ★リヤ・ホイール・ベアリングのがた　良(交)

■ディスク・ブレーキ　(分)
- ☆ディスクとパッドとのすき間　良(修)
- ☆ブレーキ・パッドの摩耗　良(交)
- ディスクの摩耗、損傷　良(交)

フロント左右ディスクパッド　左1.0mm　右1.1mm　ブレーキ・パッド

■ドラム・ブレーキ　(分)
- ☆ドラムとライニングとのすき間　良(調)
- ☆ブレーキ・シューの摺動部分、ライニングの摩耗　良(交)
- ドラムの摩耗、損傷　良(交)

ブレーキ・ライニング

●CO、HC濃度（アイドリング時）	
CO	0.2 %
HC	50 ppm

●タイヤの溝の深さ（1.6mm以上）

前輪	左	3.5 mm	右	3.3 mm
後輪	左	3.5 mm	右	3.5 mm

●ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ

前輪	左	10 mm	右	10 mm
後輪	左	4.0 mm	右	4.1 mm

事業場名、所在地、認証番号

(株)運輸自動車
宮城県仙台市宮

☆は1年 5,000km以下、★は2年10,000km以下の走行距離によって省略できる項目。

該当しない項目は抹消する。

測定値を記入する。
ただし、交換の場合は
交換後の数値を記入する。

交換の場合は
交換前の数値
を記入する。

分解整備の場合は○印をつける。

自動車検査証の登録番号（車両番号）及び車台番号を記入し、当該自動車と同一と認めた場合は、受入時と完成検査時の二重「√」を記入する。

自家用乗用車等・別表第6

使用者の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
東北太郎	√ 東北33た3003 √
住　所	点検（整備）時の総走行距離
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目2-3	89794 km

入庫時の距離メーターの数値を記入する。

特殊な使用状況にある自動車及び特殊な構造・装置を有する自動車について必要となった点検・整備の結果を記入する。

下廻り点検

■エンジン・オイル
漏れ　良 修

■ステアリング・ギヤ・ボックス
★取付けの緩み　良 締

■ステアリングのロッド、アーム類　分
★緩み、がた、損傷　良 締
ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷　良 交
右ダストブーツ

■トランスミッション、トランスファ
☆オイルの漏れ　良 修
☆オイルの量　良 給

■プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト　分
☆連結部の緩み　良 締
ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂、損傷　良 交

■デファレンシャル
★オイルの漏れ　良 修
★オイルの量　良 給

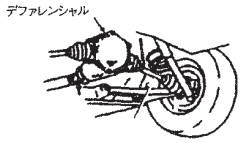

■ブレーキ・ホース、パイプ　分
漏れ、損傷、取付状態　良 交

■エキゾースト・パイプ、マフラ
☆取付けの緩み、損傷、腐食　良 締
☆遮熱板の取付けの緩み、損傷、腐食　良 締
マフラの機能　良 交

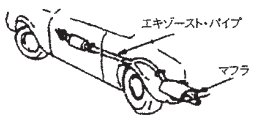

外廻り点検

■フレーム、ボディー
緩み、損傷　良 締

日常点検

ブレーキ液の量	良 給 交
バッテリ液の量	良 給
冷却水の量	良 給
エンジン・オイルの量	良 給 交
エンジンのかかり具合、異音	良 修
低速、加速の状態	良 調
ヘッドランプ、ストップ・ランプ、ウインカ・ランプ等の点灯、汚れ、損傷	良 交
ウインド・ウォッシャ液の量	良 給
ウインド・ウォッシャの噴射状態	良 調
ワイパの拭き取り状態	良 交

その他の点検項目

オイルフィルタ交換

交換部品等	数量
エンジン・オイル	3.7 ℓ
オイル・フィルタ	1個
LLC（ロング・ライフ・クーラント）	ℓ
ブレーキ・フルード	1 ℓ
フロントディスクパッド	1セット
リヤホイールシリンダー	2個
フロントブレーキホース	2本
タイロットエンドブーツ	1個
エアエレメント	1個

書ききれない場合は別紙のとおりとして、別紙をつける。

メンテナンスに関するアドバイス

1年後の点検時にタイミングベルトの交換が必要になります。
（10万kmが目安です）

点検・整備の結果、伝えたい内容を記入する。
（次回の点検・整備時期を明確にアドバイスすることにより、今後の受注率アップにもつながる。）

注 この記録簿は、二年間携行保存して下さい。

仙台工場
城野区扇町4丁目1-32
東北整指第3-2000号

点検年月日	次回点検年月日
H22年 8月 1日	H23年 8月 1日
整備完了年月日	整備主任者の氏名
H22年 8月 1日	運輸 三郎

フルネームで記載する

6,自動車検査の申請時における押印の取扱いについて

自動車検査の申請時における押印の取扱いについて

別表の検査の申請等については、平成１０年１月１日より、申請書に氏名を記載して押印する代わりに、署名※でもよいこととなりますので、申請書に記入する際には、以下の例により、楷書体等でていねいに氏名を記載して下さい。

※ 署名は、申請者（使用者）本人が直筆でフルネームを記載して下さい。

申請者が個人の場合の例

○ （申請人） 運輸太郎 （運輸） ……（ワープロ等＋印鑑）→従来どおり

○ （申請人） 運輸太郎 ……（直筆）

○ （申請人） 運輸太郎 運輸太郎 ……（ワープロ等＋直筆）
（氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合）

× （申請人） 運輸太郎 ……（ワープロ等）

× （申請人） 運輸太郎 （運輸） ……（ワープロ等＋サイン）

申請者が法人等の場合の例

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 （運輸株式会社之印 代表者印） ……（名称・代表者の役職・氏名＋代表者印）→従来どおり

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 ……（名称・代表者の役職＋代表者直筆の氏名）

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 運輸太郎 ……（名称・代表者の役職・氏名＋代表者直筆の氏名）
（氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合）

× （申請人） 運輸株式会社 （運輸株式会社之印 代表者印） ……（名称＋代表者印）

（代表者の氏名の記載の仕方は、個人の場合と同様です。）

◆◆なお、新規登録、移転登録などは、従来通り実印が必要です。◆◆

3－1. OCRシート記入方法によるOCR読取への影響

国土交通省
【機密性2】

黒枠OCRシートは、黒枠の枠外に文字が記載された場合には、誤読となる可能性が高くなります。

枠内記入

OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果	
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6	➡	456	○
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	（ドロップアウトカラーのため不要）	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う	
■黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456	○
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に従い黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で誤読やリジェクトになる	

枠外記入

OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果	
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6	➡	456	○
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	（ドロップアウトカラーのため不要）	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う	
■黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	1?? 誤読	✖ ⚠
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に従い黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で誤読やリジェクトになる	

お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から継続検査ワンストップサービス(OSS)*が開始されることに伴い、OCRシートに証明書指示欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおりOSSを利用せずに継続検査の申請を行う場合には、**必ず証明書指示欄に以下に該当する番号の記載が必要**となります。

つきましては、自動車検査証の返付業務を速やかに行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

＊継続検査ワンストップサービス(OSS)とは、
通常紙で行っている重量税納付、手数料納付、申請等を一括してインターネットでおこなうもの。

＜指定整備工場の方＞

OSS(インターネット)を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「1」を記載してください。

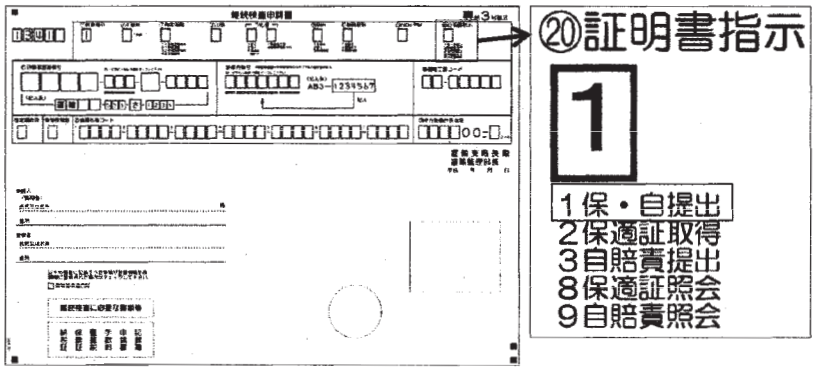

＜持込検査の方＞

これまでと同様に自動車賠償責任保険証を提示される場合には、証明書指示欄に「3」を記載してください。

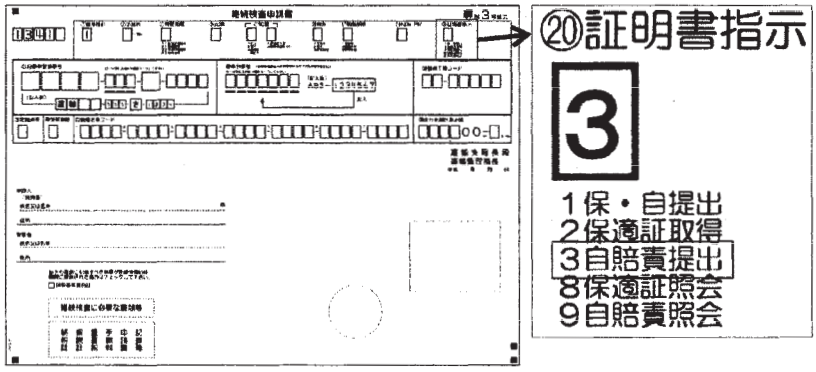

※上記以外の方法により申請される場合には、窓口担当者にお問い合わせください。

国土交通省
東北運輸局 宮城運輸支局

お　願　い

交付した書類は、申請された自動車と同一かをご確認の上、お持ち帰り下さいますようお願い申し上げます。

なお、書類の渡し間違いを防止するため、書類交付のためお呼びした際に、ご不在の場合には、交付書類をカウンター内でお預かり致しておりますので、窓口にお声をおかけください。

東北運輸局宮城運輸支局

8,検査実施における遵守事項について

自動車技術総合機構からのお知らせ

検査実施のための遵守事項について

当機構敷地等における検査実施のための遵守事項を明確化し、平成29年4月より運用します。

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
カ 窓ガラスが取外されていない状態
キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
(ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
(イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
(ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
② 受検中は自動車検査票を保持すること。
③ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
④ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
⑤ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
⑥ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
⑦ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
⑧ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
⑨ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
⑩ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
⑪ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
⑫ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
⑬ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
⑭ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
⑮ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

9,審査事務規程の第3次改正

プレスリリース
平成２８年１０月７日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第３次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年10月11日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラについて、その性能を損なわないよう、取付方法等に関する要件を規定します。(7-100、8-100)

○　昼間走行灯（デイタイムランニングランプ）にかかる規定を新設し、要件に適合するものについては、300カンデラを超えたものであっても自動車に備えることができることとします。(7-72の2、7-92、8-72の2、8-92)

○　ドライバー異常時対応システムを搭載した自動車について、車外報知のための電光表示器を設置することや、緊急停止時に限って制動灯等を点滅させることができることとします。(7-84、7-85、7-89、7-92、8-84、8-85、8-89、8-92)

○　各項において、基準に適合するものとして「共通構造部指定を受けた装置」を追加します。

2．専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定します。(7-49、8-49)

3．その他、用語の定義の拡充、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

10,審査事務規程の第5次改正

プレスリリース
平成２８年１０月２８日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

審査事務規程の一部改正にについて（第５次改正）
－新規検査等における新たな審査方法について－

独立行政法人自動車技術総合機構は、神奈川事務所において生じた不適切事案の再発防止とともに、共通構造部の型式指定に係る制度の新設に対応するため、新規検査等における新たな審査方法について、審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．新規検査等における検査当日の提出書面（当日書面審査）を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面※の提出を求めることとします。【※ 提出書面の一部様式は、機構HPによりダウンロードが可能です。】

２．新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。

なお、申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

３．新規検査等における一部審査方法の変更（共通構造部型式指定自動車等）

共通構造部型式指定を受けた自動車であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

11,審査事務規程の第6次改正

プレスリリース
平成２８年１２月２２日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第６次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年12月26日（一部は平成29年2月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　「二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則（第41号）」の技術的な要件を適用する二輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。

また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。(7-53、8-53)

○　圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料配管等に関し「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第134号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。(7-24、8-24)

２．審査時における車両状態の明確化（1-3、4-7-1）

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、審査時における車両状態として次の事項を規定するとともに、これに該当しない受検車両については審査を行わないことを規定します。

・空車状態の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。
・原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹鳴していない状態であること。
・受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

12,審査事務規程の第7次改正

プレスリリース
平成２９年２月９日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第７次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年2月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）」等が適用される自動車について、テルテールが原動機の作動中に継続して点灯している場合には、その装置に係る機能が基準に適合しないものとします。(7-9、8-9、7-13、8-13、7-15～7-17、8-15～8-17、7-20、8-20、8-27～8-30)

○　通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席について、座席ベルトを備えることを義務付けるとともに、その性能要件を規定します。また、任意に取付けた座席ベルトについても性能要件を規定します。(7-41、8-41)

○　自動車に備える後写鏡について、これまでの視界基準に加え「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。また、これに伴い、後写鏡に代えて、「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合するカメラモニタリングシステムを備えることができることとします。(7-99、8-99)

○　出荷検査証の発行を受けた特定共通構造部型式指定自動車に係る適用関係の整理を行います。

○　自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。(別添1)

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

13,審査事務規程の第8次改正

プレスリリース
平成２９年３月３０日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第８次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．「敷地内における秩序維持」の強化

○　的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車機構が管理する敷地内における秩序維持に関する運用について、遵守事項等を整理することにより、実効性の更なる確保を図ります。

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

14,審査事務規程の第10次改正

プレスリリース
平成２９年４月２８日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第１０次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年5月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている試験法（JC08モード法）に加え、国際基準（WLTP）が導入されたことに伴い、WLTPでの試験法（WLTCモード法）での規制値を適用できることとします。（7-55、8-55）

２．新規検査等提出書面審査要領の一部明確化（別添2）

昨年10月末に実施した審査事務規程の一部改正（第5次改正）において、新規検査等における提出書面の審査方法を定めたところですが、昨年の11月より先行して適用している共通構造部型式指定自動車の届出状況を鑑みて、当該審査要領に規定する提出書面の記載方法等について更なる明確化を図ることとします。

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

15,審査事務規程の第11次改正

プレスリリース
平成２９年６月２２日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 11 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 29 年 6 月 22 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。(7-26、8-26)

○　「突入防止装置に係る協定規則（第 58 号)」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。(7-34、8-34)

○　「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号)」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。

また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。(7-53、8-53)

○　排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。(7-60、8-60)

２．架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。(4-20)

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

長期使用車両をご使用の方へ

国土交通省

経過年数が長い車は・・・

自動車の部品の不具合率

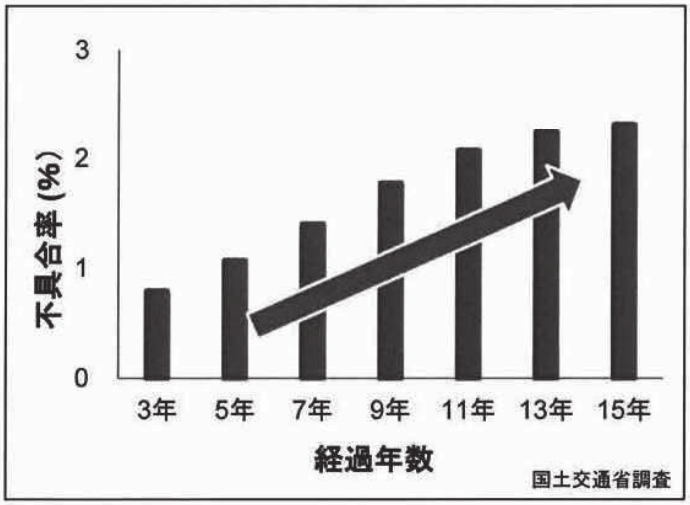

整備不良による事故の発生

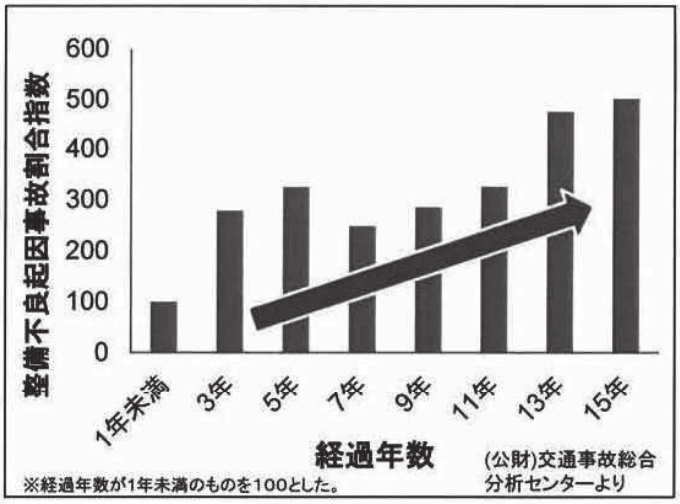

車両トラブルの原因となる部品の不具合が増え、危険です。

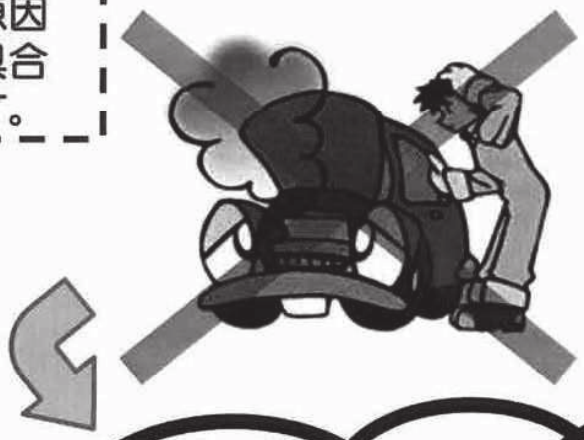

整備不良により起こる事故が増えます。

長くご使用のお車には、細やかなケアが必要です。

定期点検を実施してクルマの不具合を減らしましょう！

点検・整備は、安全とエコにつながります。

点検・整備ではじめよう　安心クルマ生活

16,並行輸入自動車の直前直左鏡等に関する注意喚起について

別添

平成２８年７月５日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　御中

国土交通省自動車局整備課
独立行政法人自動車技術総合機構内部監査室

並行輸入自動車の直前直左鏡等に関する注意喚起について

並行輸入自動車を登録する際に保安基準に適合させるため、直前直左（右）鏡やカメラ（以下「直前直左鏡等」という。）を取り付けるなどの国内改善を実施しているＳＵＶ型等の車高の高い自動車について、新規検査又は予備検査に合格後、当該装置を取り外してユーザーへ納車していたとして、昨年、並行輸入事業者が大阪府警に逮捕される事態が発生しました。今後、これらの自動車が継続検査又は新規検査を受検することが想定され、これらの自動車には、直前直左鏡等が備えられていない又は簡易的に取り付けられているおそれがあります。

一方、独立行政法人自動車技術総合機構の定める審査事務規程の改正により、本年７月７日以降直前直左鏡等の取り付けに関する基準が強化されます。

つきましては、直前直左鏡等に関する注意喚起のチラシを作成しましたので、貴会傘下会員に対して周知方お願いします。

また、特に指定自動車整備事業者に対しては、直前直左鏡等の取付方法に関して判断に迷った場合は、最寄りの自動車技術総合機構に問い合わせを行う、若しくは自動車技術総合機構の検査場への持ち込み検査にて受検する、また、証拠保全の観点から写真を撮影し保存するなど適切な対処を行うようあわせて周知方お願いします。

お知らせ

■平成28年4月1日より、次のような直前直左確認鏡の取付は基準不適合となります。

① 取付部が吸盤形状のもの
② 他の部品との共締めにより取付けられているもの
③ シート等の上に接着固定されているもの

＜基準不適合とする取付例＞

吸盤形状の取付部

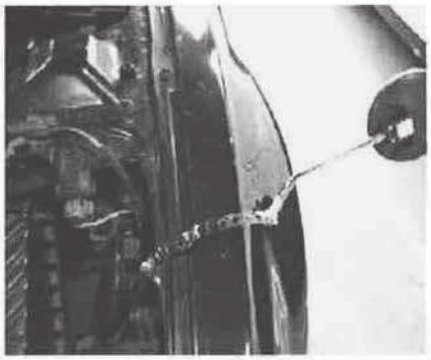

共締めによる取付

その他、粘着テープ類、ロープ類、針金類による取付けや、手指で揺すってがたや緩みがあるもの等も不適合です。

詳しくは、審査事務規程4-4、7-100、8-100をご確認ください。

自動車検査独立行政法人

重要

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構

直前直左（右）視界確認範囲及びその確認事例

■右ハンドル車の直前直左視界確認範囲

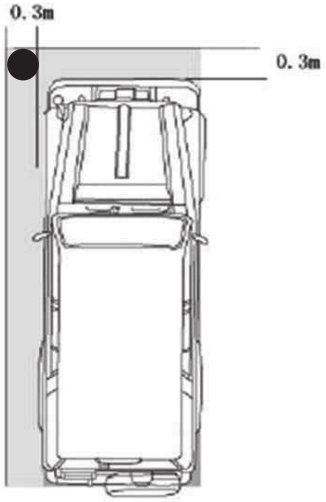

□ 直前直左(右)視界確認範囲
● 高さ 1m 直径 0.3m の円柱
（注）左ハンドルの場合には、左右逆となります。

■直前直左(右)視界確認事例

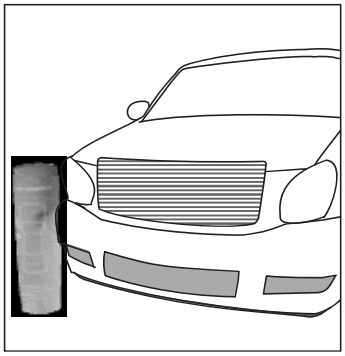

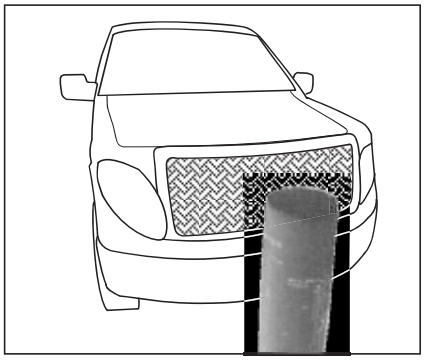

対象車両
- 平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車取扱自動車
- 平成 19 年 1 月 1 日以降に製作された自動車

◎ □ の範囲全てにおいて、円柱の一部が運転席から直接確認出来ない車両には、直前直左（右）視界確認用の鏡又はカメラの装着が必要です。

◎ 車両に装着する直前直左（右）確認用の鏡又はカメラは、確実に取り付けられている必要があるため、取り付け方法等に注意願います。

◎ 特に並行輸入自動車のＳＵＶ型やピックアップ型などの車高の高い車には直前直左鏡又はカメラの取付が必要となる場合が多くあるので注意が必要です。

（ピックアップ）

（ＳＵＶ）

○ 並行輸入自動車の見分け方
車検証の型式欄に、「－〇〇－」 や「不明」の記載があるもの。

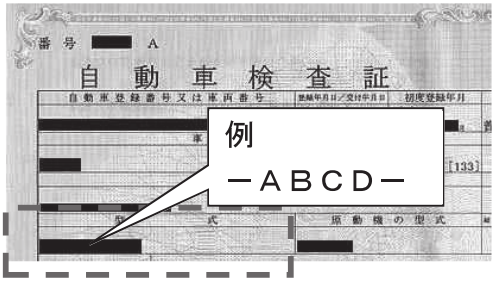

○ 直前直左（右）確認用の鏡及びカメラの取付方法で判断に迷う場合には、最寄りの（独）自動車技術総合機構地方検査部又は地方事務所にお問い合わせください。

自動車技術総合機構からのお知らせ

平成28年10月7日

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、その性能を損なわないよう、

取付方法等に関する要件が変わります

【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

（1）鏡体部及びその支持部により構成される装置

溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

（2）カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

適合する事例

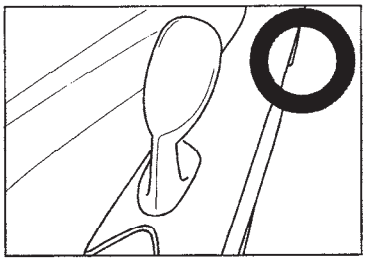

ボルト・ナット取付のミラー

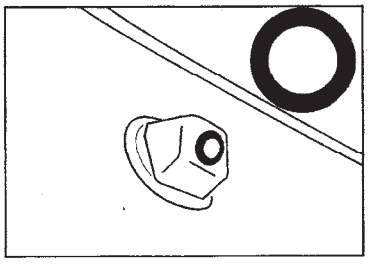

配線が露出していないカメラ

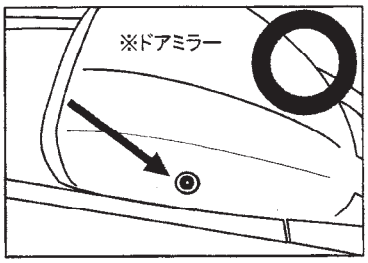

配線が露出していないカメラ

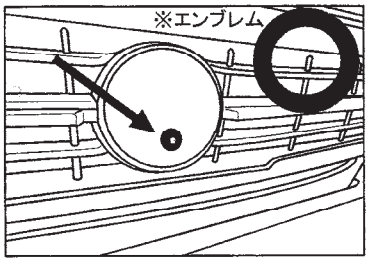

配線が露出していないカメラ

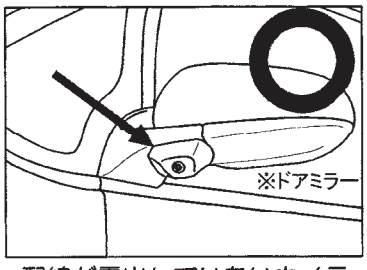

配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車技術総合機構からのお知らせ

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

保安基準に適合しません

■保安基準に適合しないものの例

（１）粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計･製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの

（２）挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの

（３）扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

（４）取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの

（５）貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの

（６）手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの

（７）当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

（８）延長器具を介して取付けられているもの（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車に取付けられているものを除く。）

（９）カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。

ア　溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分

イ　ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、（ｱ）又は（ｲ）に掲げるもの

（ｱ）当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分

（ｲ）バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分

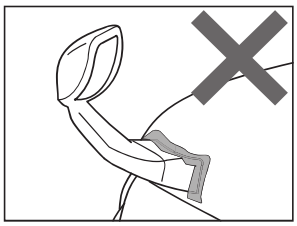

粘着テープによる取付

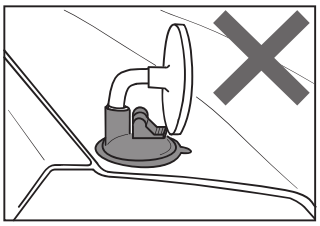

取付部が吸盤形状

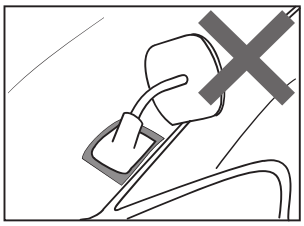

シート上の接着固定

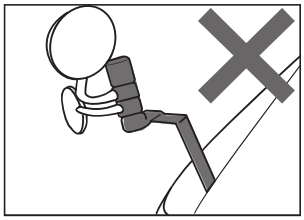

延長器具を介した取付

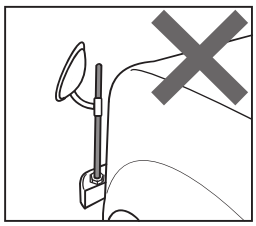

延長器具を介した取付

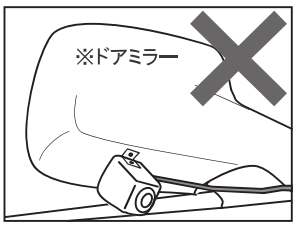

カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程4-4、7-100、8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

17,灯火等の見通し要件

3.4.　灯火等の見通し要件の審査方法

灯火等の照明部等の見通し要件に係る審査は、次により行うものとする。

3.4.1.　見通し要件の審査の対象となる照明部等

(1) 見通し要件の審査は、3.1.1. 又は 3.1.2. で規定する照明部であって、当該灯火器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。(次図参照)

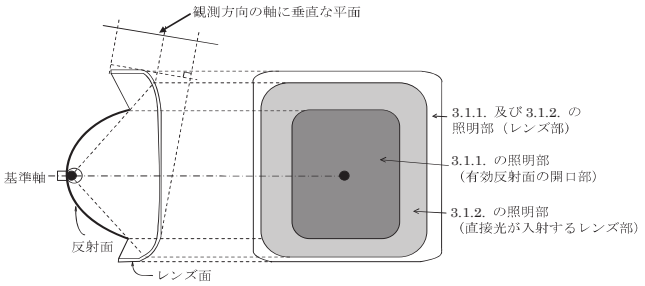

(2) 見通し要件の審査は、前部反射器、側方反射器及び後部反射器の場合には、3.1.4. で規定する反射部であって、当該反射器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。

3.4.2.　見通しに係る要件の審査

(1) 見通し要件の審査は、観測者が、次により観測する位置を移動することにより行うものとする。

① 観測者は、当該灯火等の照明部等の端部から、自動車の前後に取付けられている灯火等にあっては車両中心面に対して平行の方向に、自動車の側方に取付けられている灯火等にあっては車両中心面に対して垂直の方向に、それぞれ 1m 離れた位置に移動する。

② 観測者は、審査する灯火等の見通しに係る要件の角度に応じて、表 1 に掲げる「観測者の移動量」を移動するものとし、移動する方向は、上下方向の審査にあたっては垂直方向、内外方向の審査にあたっては水平方向とする。

③ 見通し要件の角度が 45 度を超える灯火等の審査にあたっては、①の規定にかかわらず、当該灯火等の照明部等の端部から、自動車の前後に取付けられている灯火等にあっては車両中心面に対して垂直の方向に、自動車の側方に取付けられている灯火等にあっては車両中心面に対して平行の方向に、それぞれ 1m 離れた位置に移動することができる。

この場合において、②の移動については、表 2 に掲げる「角度が 45 度を超える場合の観測者の移動量」によるものとする。また、内外方向の審査を行った位置から同時に上下方向の審査を行うときは、同表に掲げる「Z を審査する際の観測者の移動量」によるものとする。

(2) 相互依存型灯火装置であって、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた又は「Y」マークの付された相互依存型灯火等を備える場合は、全ての相互依存型灯火等が同時に点灯した際に、要件を満たすものとする。

<例 6>　自動車の前後に取付けられている灯火等の観測位置の例

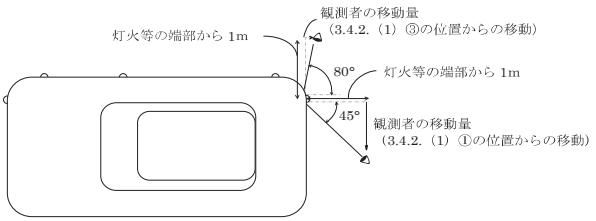

<表 1>

見通し要件の角度（度）	観測者の移動量 X（cm）
5	10
10	20
15	30
20	40
25	50
30	60
35	80
40	90
45	100
50	120
55	150
60	180
65	220
70	280
75	380
80	570
85	1150

〈表 2〉

見通し要件の角度（度）	角度が 45 度を超える場合の観測者の移動量 Y（cm）	移動量 Y の位置から同時に審査する見通し要件の角度 Z（度）	Z を審査する際の観測者の移動量（cm）
50	80	5	8
		15	23
		30	49
60	50	5	6
		15	16
		30	34
80	10	5	2

（参考）第7章及び第8章における灯火等の見通し要件の角度と面積

灯火等			灯火等の見通し要件の角度（度）				面積（cm²）
			上方	下方	外側	内側	
○前部霧灯			5	5	45	10	—
○後退灯（後面に備えるもの）			15	5	45	45 30（2個備えるもの）	20
○方向指示器	前面		15	15	80 45（※2）	45	20 40（長さ6m以上
	後面		15	15 5（※1）	80 45（※2）	45	20 40（長さ6m以上
	側面	大型貨物車等以外	15	15 5（※1）	60（後方）	−5（後方）	10 20（長さ6m以上
		大型貨物車等	30	5	60（後方）	−5（後方）	10 20（長さ6m以上
非常点滅表示灯			方向指示器に同じ				
○制動灯			15	15 5（※1）	45	45	20
補助制動灯			10	5	10	10	—
○車幅灯			15	15 5（※1）	80 45（※2）	45	15
○尾灯			15	15 5（※1）	80 45（※2）	45	15
○後部霧灯			5	5	25	25	— （140cm²以下）
○駐車灯			15	15 5（※1）	45	45 0（両側面に備えるもの）	10
○後部反射器	被けん引自動車以外		10	10 5（※1）	30	30	10
	被けん引自動車		15	15 5（※2）	30	30	1辺が150mm
前部反射器			10	10 5（※1）	30	30	10
側方反射器			10	10 5（※1）	45（前方）	45（後方）	10
○側方灯	6m超えの自動車		10	10 5（※1）	45	45	10
	6m以下の自動車		10	10 5（※1）	30	30	10

注1. 本表の対象とする自動車には、二輪自動車及び側車付二輪自動車を含まない。
2. ※1の角度は、地上750mm未満に取付ける場合を示す。
3. ※2の角度は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車等に備えられ、かつ、側方灯と兼用となる灯火の場合を示す。
4. 灯火等欄の○印は、大型特殊自動車（ポール・トレーラ除く）及び小型特殊自動車への適用が除外されていることを示す。

18,審査事務規程の改正

自動車技術総合機構からのお知らせ 平成28年12月22日

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようよろしくお願いいたします。

■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

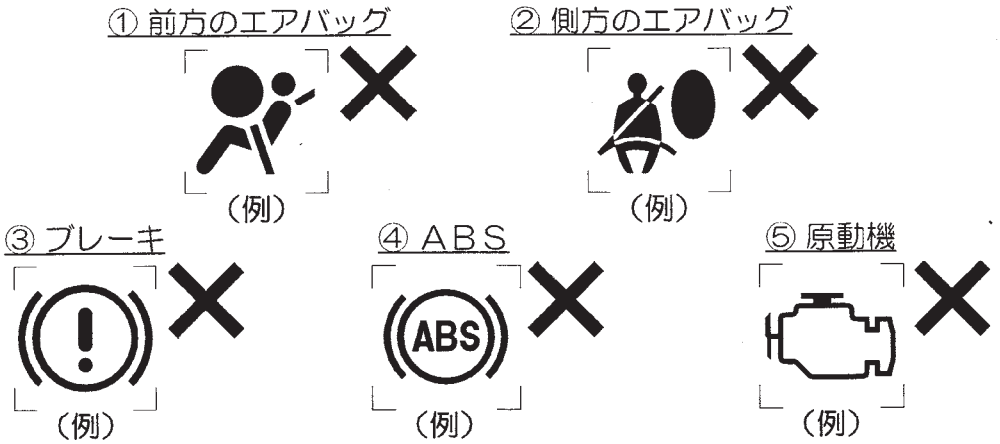

3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

回転部分の突出禁止規定及び排気管の開口方向規定の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

① 回転部分の突出禁止規定の見直し

② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

新	旧
第８章　継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車） **8-1～8-6**（略）	**第８章　継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）** **8-1～8-6**（略）
8-7　最小回転半径 **8-7-1　テスタ等による審査** （1）～（2）（略） （3）最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位はｍとし、小数第１位（小数第２位切り捨て）までとする。）とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 ただし、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において算出する場合にあっては、その他適切な方法により算出した値とすることができる。 ①～③（略） **8-7-2～8-7-4**（略） **8-8～8-11**（略）	**8-7　最小回転半径** **8-7-1　テスタ等による審査** （1）～（2）（略） （3）最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位はｍとし、小数第１位（小数第２位切り捨て）までとする。）とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 ①～③（略） **8-7-2～8-7-4**（略） **8-8～8-11**（略）
8-12　操縦装置 **8-12-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（3）（略） 表１（略） 表２ 識別対象装置：（略）／識別表示（注17）：（略）／照明：（略）／色：（略） すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール： （注４、注10及び注15）／照明：－／色：緑 （略）：（略）／照明：（略）／色：（略） 車幅灯の操作装置： （注４及び注15）／照明：不要／色：－ 車幅灯のテルテール（注９）／照明：－／色：緑 （略）：（略）／照明：（略）／色：（略） 注１～注17（略） （4）～（5）（略） **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13～8-19**（略）	**8-12　操縦装置** **8-12-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（3）（略） 表１（略） 表２ 識別対象装置：（略）／識別表示（注17）：（略）／照明：（略）／色：（略） すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール： （注４及び注10）／照明：－／色：緑 （略）：（略）／照明：（略）／色：（略） 車幅灯の操作装置： （注４）／照明：不要／色：－ 車幅灯のテルテール（注９）／照明：－／色：緑 （略）：（略）／照明：（略）／色：（略） 注１～注17（略） （4）～（5）（略） **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13～8-19**（略）
8-20　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	**8-20　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置**

新	旧
8-20-1～8-20-3（略）	**8-20-1～8-20-3**（略）
8-20-4　適用関係の整理	**8-20-4　適用関係の整理**
（1）～（18）（略）	（1）～（18）（略）
（19）次に掲げる自動車については、8-20-23（従前規定の適用⑲）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項、第5項関係）	（19）平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、8-20-23（従前規定の適用⑲）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項関係）
①　平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）	
②　牽引自動車と車両総重量が3.5t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車	（新設）
（20）（略）	（20）（略）
8-20-5～8-20-24（略）	**8-20-5～8-20-24**（略）
8-21～8-23（略）	**8-21～8-23**（略）
8-24　高圧ガスの燃料装置	**8-24　高圧ガスの燃料装置**
8-24-1　性能要件	**8-24-1　性能要件**
8-24-1-1　視認等による審査	**8-24-1-1　視認等による審査**
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
（4）圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）	（4）圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）
①　ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。	①　ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア　容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。	ア　容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
(ｱ)～(ｳ)（略）	(ｱ)～(ｳ)（略）
(ｵ)国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。	(ｵ)国際相互承認容器則細目告示第11条第3項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。
イ　容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。	イ　容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。
(ｱ)～(ｳ)（略）	(ｱ)～(ｳ)（略）
(ｴ)国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票	(ｴ)国際相互承認容器則細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票

新	旧
が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。	が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。
②～⑩（略）	②～⑩（略）
（5）～（6）（略）	（5）～（6）（略）
8-24-1-2（略）	**8-24-1-2**（略）
8-24-2～**8-24-4**（略）	**8-24-2**～**8-24-4**（略）
8-25（略）	**8-25**（略）
8-26　車枠及び車体	**8-26　車枠及び車体**
8-26-1　性能要件（視認等による審査）	**8-26-1　性能要件（視認等による審査）**
（1）（略）	（1）（略）
（2）車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものにあっては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。（保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 178 条第 2 項関係） （例） 四輪自動車　二輪自動車 	（2）車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならない。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 178 条第 2 項関係） （新設）
（3）次に該当する車枠及び車体は、（2）の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 2 項関係） ①　自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10㎜ 未満の場	（3）次に該当する車枠及び車体は、（2）の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 2 項関係） ①　自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの

新	旧
合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。 （参考図）（略） ②～⑤（略） （4）～（6）（略） （7）自動車（ポール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11）以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 178 条第 6 項） （8）～（9）（略） **8-26-2**～**8-26-4**（略） **8-27**～**8-33**（略） **8-34　突入防止装置** **8-34-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） （1）貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゃート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①　車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 120㎜（車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては 100㎜）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100㎜ までの間にあること。 ただし、車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該	（参考図）（略） ②～⑤（略） （4）～（6）（略） （7）自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11）以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 178 条第 6 項） （8）～（9）（略） **8-26-2**～**8-26-4**（略） **8-27**～**8-33**（略） **8-34　突入防止装置** **8-34-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係） （1）車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①　車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100㎜ 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100㎜ までの間にあること。 ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている

新	旧
自動車の幅の 60％以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500㎜ 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。 また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100㎜ 以上確保できないものにあっては、8-34-3（1）⑥を適用させる。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550㎜（車両総重量が 8t 以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500m 以下のものに限る。）にあっては 600㎜）以下であること。 ③（略） （例）（略） （削除）※8-34-1（2）（例）に移動 （削除）※8-34-1（2）（例）に移動 （削除）※8-34-1（2）（例）に移動 車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500㎜ 超）	場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。 また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100㎜ 以上確保できないものにあっては、8-34-3（1）②カを適用させる。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550㎜ 以下であること。 ③（略） （例）（略） （後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車） 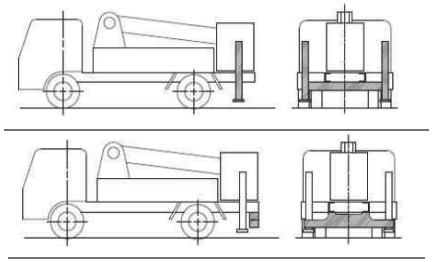 （用途区分通達 4-1-3（1）の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車） 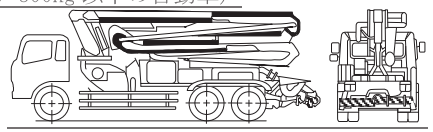 （消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。）） 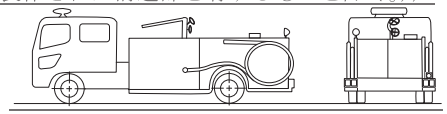 （追加）

新	旧
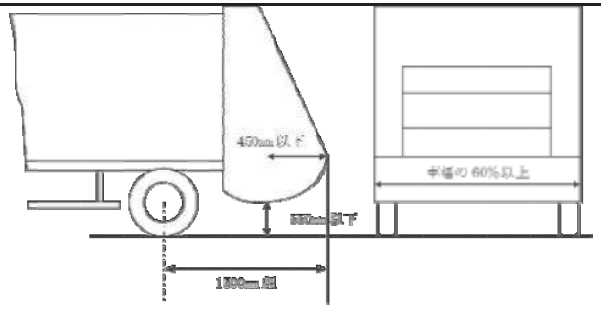 車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下） 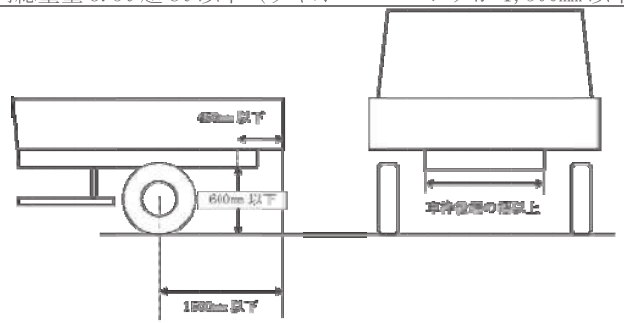	（追加）
(2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は（1）①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が後車軸の幅を超えているものにあっては、この限りでない。 ② 構造部の平面部に隙間がある場合にあっては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないものであること。	(2) 車両総重量が 7t 未満の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（(1) の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の 60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上 600mm 以下の場合 イ 車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上 700mm 以下の場合

新	旧
③　構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550㎜ 以下であること。 ④　構造部は、その平面部と空車状態において地上 1,500㎜ 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450㎜ 以下であること。 ⑤　構造部は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないものであること。 （例） 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 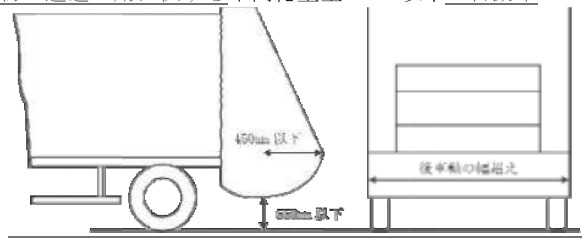 車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500㎜ 以下） （削除） 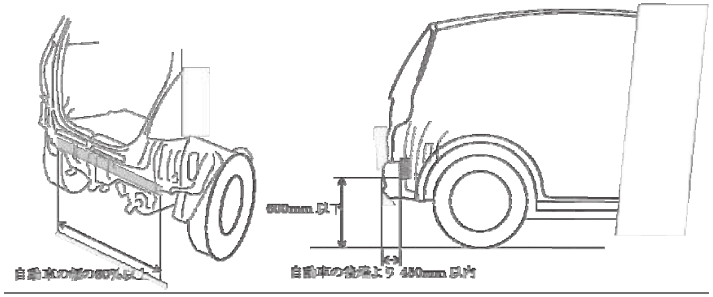 モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）	（新設） ③　車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500㎜ 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450㎜ 以下（車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、600㎜ 以下。）であること。 （新設） （例） 車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500㎜ 超） 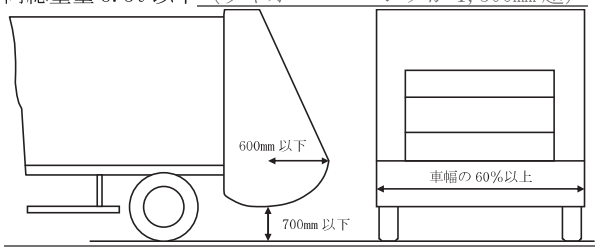 車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500㎜ 以下） 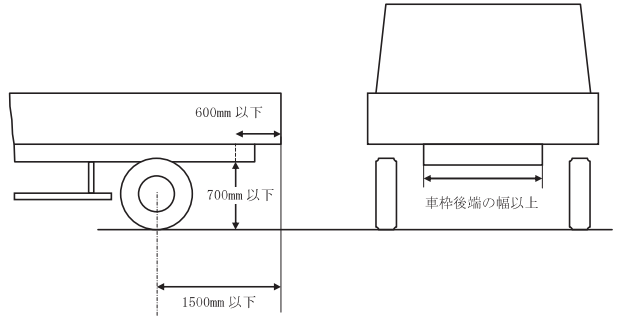 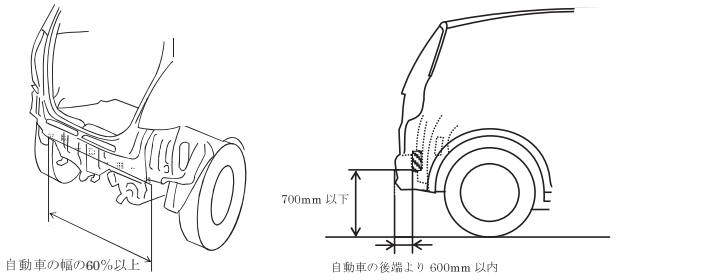 （新設）※8-34-3（1）（例）から移動

新	旧
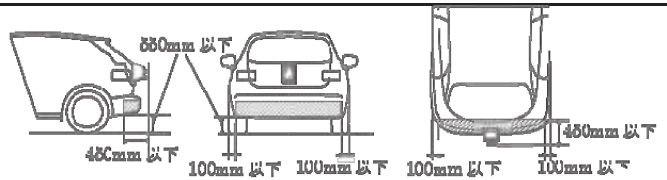 （車両後端から 450㎜ 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100㎜ までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550㎜ 以下になっている。） （削除） （削除） その他の後面の構造部を有する例 （後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車） 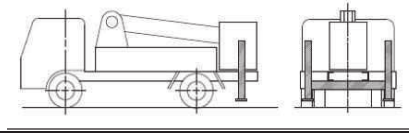	車両総重量 3.5t 超 7t 未満（リヤオーバーハングが 1,500㎜ 超） 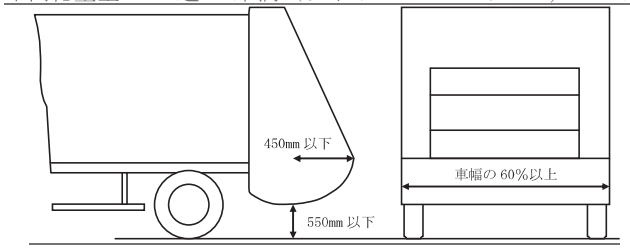 車両総重量 3.5t 超 7t 未満（リヤオーバーハングが 1,500㎜ 以下） 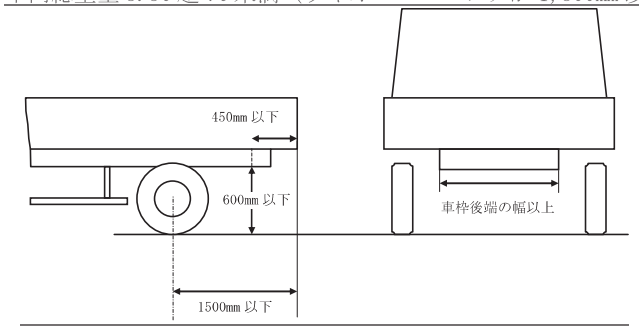 （新設）※8-34-1（1）（例）から移動

新	旧
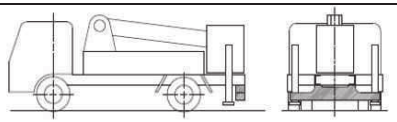 （用途区分通達 4-1-3（1）の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車）	（新設）※8-34-1（1）（例）から移動
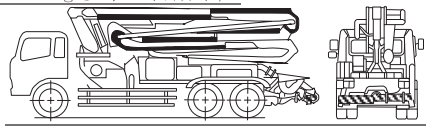 （消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。））	（新設）※8-34-1（1）（例）から移動
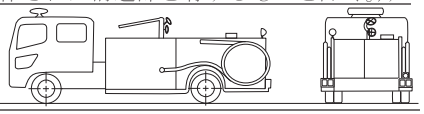 （3）労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450㎜ 以下であるもの。	（新設）※8-34-3（1）①エから移動
（4）次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03 の 2.3.（b）に定める基準、（1）又は（2）に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。 ①　除雪に使用される自動車 ②　消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの	（新設）
8-34-2　性能要件（視認等による審査） （1）突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 180 条第 1 項関係） ①　自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。 ②（略） ③　②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 120㎜（車両総重量が 8t 以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては 100㎜）以上であること。 ④～⑥（略） （2）～（3）（略）	**8-34-2　性能要件（視認等による審査）** （1）突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 180 条第 1 項関係） ①　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。 ②（略） ③　②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100㎜ 以上であること。 ④～⑥（略） （2）～（3）（略）

新	旧
8-34-3　取付要件（視認等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係） （削除） ① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450㎜ 以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上 500㎜ 以下）となるように取付けられていること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上 550㎜ 以下であればよい。 ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550㎜（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては 2,260㎜）を超えるもの イ コンクリート・ミキサー車 ウ ダンプ車 エ 2 以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車 オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車 ② 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。 ③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100㎜ までの間にあるよう取付けられていること。 ④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上 1,500㎜ 以下にある車体後面（車体後面からの突出量が 50㎜ 以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方 50㎜）までの水平距離が 300㎜ 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。 この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。 ア 車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては 400㎜	**8-34-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係） ① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が 3.5t 以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取付けることができないものにあっては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取付ければよいものとする。 ア 突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100㎜ までの間にあること。 ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。 イ 構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が 200㎜ を超えないこと。 ウ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550㎜ 以下となるように取付けられていること。 エ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450㎜ 以下となるように取付けられていること。 ただし、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000㎜ 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450㎜ 以下となるように取付けられていればよい。

新	旧
以下 イ　被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。））にあっては200㎜以下	
⑤（略）	オ（略）
⑥　車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。 ア　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。 イ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積が350㎠以上でなければならない。 ただし、幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。	（新設）※②カから移動
⑦　突入防止装置は、当該自動車に取付けた状態のままで、その位置を移動することができる。 この場合において、当該突入防止装置は取付けられた位置から意図せず移動しないよう確実に取付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならないものとし、運転者席又は突入防止装置のいずれかの見やすい位置に当該突入防止装置が通常使用される位置を示す記号又はラベルが表示されていなければならない。	（新設）
（削除）	②　①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。
（削除）	ア　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上550㎜以下となるように取付けられていること。
（削除）	イ　突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。
（削除）	ウ　突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあるよう取付けられていること。
（削除）	エ　突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上1,500㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400㎜以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。
（削除）	オ　突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。
※（1）⑥に移動	カ　車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。 (ｱ)　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。 (ｲ)　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が350cm2以上であ

新	旧
（例） 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が 50mm 以上 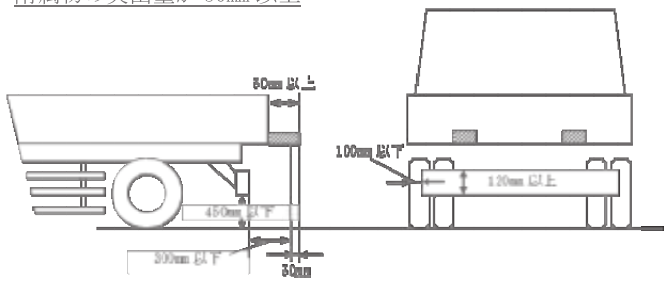 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が 50mm 未満 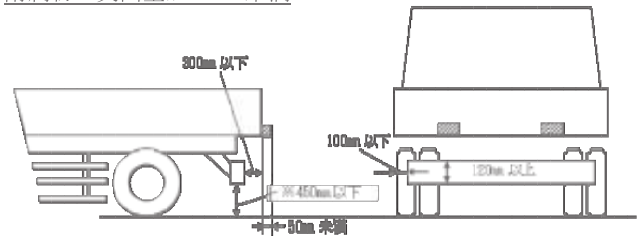 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t 以下の自動車（指定自動車等） 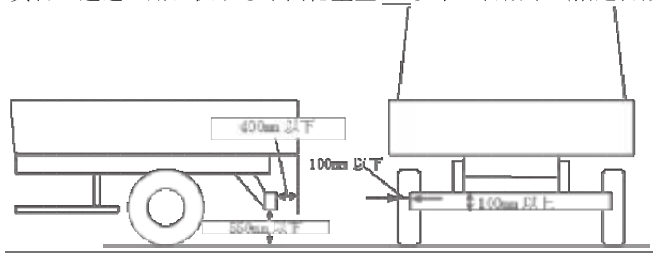 ※8-34-1（2）（例）に移動	ること。 ただし、幅が 2,000㎜ 未満の自動車にあっては、この限りでない。 （例） 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（指定自動車等） 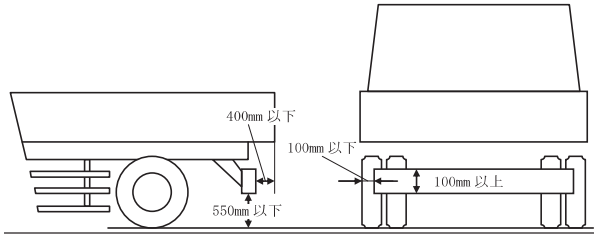 （新設） 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 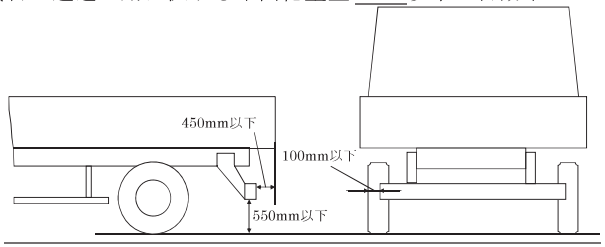 モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）

新	旧
	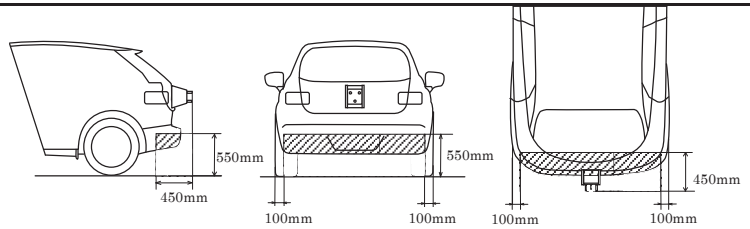 （車両後端から 450㎜ 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100㎜ までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550㎜ 以下になっている。）
(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 （削除） ① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）にあっては、UN R58-03 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。 ただし、法第 75 条の 3 第 1 項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、UN R58-03 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。	(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては 3. 5t 以下のものに限る。）にあっては、UN R58-02-S3 の 2. に定める基準。 ② ①の自動車以外の自動車にあっては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。 この場合において、UN R58-02-S3 の 16. 3. 又は 25. 6. 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。
8-34-4（略）	**8-34-4**（略）
8-35～8-38（略）	**8-35～8-38**（略）
8-39　座席	**8-39　座席**
8-39-1　性能要件（視認等による審査）	**8-39-1　性能要件（視認等による審査）**
(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係） ア～ウ（略） ①～②（略） ③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。 ア～キ（略） ク 乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量 10t を超える自動車（横向きに備えられた座席であって UN R80-03-S2 の 7. 4. に適合するものに限る。）	(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係） ア～ウ（略） ①～②（略） ③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。 ア～キ（略） ク 乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量 10t を超える自動車（横向きに備えられた座席であって UN R80-03-S1 の 7. 4. に適合するものに限る。）

新	旧
④～⑤（略） （2）～（8）（略） **8-39-2～8-39-4**（略） **8-40～8-43**（略） **8-44　年少者用補助乗車装置等** **8-44-1　装備要件** （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係） ①～③（略） （2）～（4）（略） **8-44-2～8-44-4**（略） **8-45～8-51**（略） **8-52　窓ガラス貼付物等** **8-52-1　性能要件** **8-52-1-1　視認等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1（5）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑦（略） ⑧　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） （2）～（3） **8-52-1-2**（略）	④～⑤（略） （2）～（8）（略） **8-39-2～8-39-4**（略） **8-40～8-43**（略） **8-44　年少者用補助乗車装置等** **8-44-1　装備要件** （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係） ①～③（略） （2）～（4）（略） **8-44-2～8-44-4**（略） **8-45～8-51**（略） **8-52　窓ガラス貼付物等** **8-52-1　性能要件** **8-52-1-1　視認等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1（5）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑦（略） ⑧　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） （2）～（3）（略） **8-52-1-2**（略）

新

8-52-2～8-52-4（略）

8-53　騒音防止装置

8-53-1（略）

8-53-2　性能要件

8-53-2-1　テスタ等による審査

（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）

①　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
（略）		（略）
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）		（略）

②　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。

ア（略）

イ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備え

旧

8-52-2～8-52-4（略）

8-53　騒音防止装置

8-53-1（略）

8-53-2　性能要件

8-53-2-1　テスタ等による審査

（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）

①　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
（略）		（略）
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）		（略）

②　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。

ア（略）

（新設）

新	旧
る場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。	
(2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)
(4) 次に掲げる騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車除く。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。	(4) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。
①～③ (略)	①～③ (略)
8-53-2-2 (略)	**8-53-2-2** (略)
8-53-2-3　書面等による審査	**8-53-2-3　書面等による審査**
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係)	(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車を除き、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) 又は (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第 196 条第 2 項及び第 3 項関係)	(3) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) 又は (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第 196 条第 2 項及び第 3 項関係)
(4) ～ (7) (略)	(4) ～ (7) (略)
8-53-3 (略)	**8-53-3** (略)
8-53-4　適用関係の整理	**8-53-4　適用関係の整理**
(1) ～ (10) (略)	(1) ～ (10) (略)
(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、8-53-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)	(新設)
①　平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車	
②　平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの	
ア　平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車	
イ　平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの	
③　平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許	

新	旧
容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車	
(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、8-53-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車 ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車	（新設）
(13) 次に掲げる自動車にあっては、8-53-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略）	(11) 次に掲げる自動車にあっては、8-53-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略）
8-53-5～8-53-13（略）	**8-53-5～8-53-13**（略）
8-53-14　従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略）	**8-53-14　従前規定の適用⑩** 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略）
8-53-14-1　装備要件 8-53-17-1 に同じ。	**8-53-14-1　装備要件** 8-53-15-1 に同じ。
8-53-14-2　性能要件	**8-53-14-2　性能要件**
8-53-14-2-1　テスタ等による審査 （1）（略） （2）8-53-17-2-1（3）に同じ。	**8-53-14-2-1　テスタ等による審査** （1）（略） （2）8-53-15-2-1（3）に同じ。
8-53-14-2-2　視認等による審査 8-53-17-2-2 に同じ。	**8-53-14-2-2　視認等による審査** 8-53-15-2-2 に同じ。

新	旧
8-53-14-2-3　書面等による審査 （1）～（2）（略） （3）8-53-17-2-3（3）に同じ。 （4）8-53-17-2-3（4）に同じ。 （5）8-53-17-2-3（5）に同じ。 （6）8-53-17-2-3（6）に同じ。 **8-53-15　従前規定の適用⑪** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第28項関係） ①　平成28年9月30日以前に製作された自動車 ②　平成28年10月1日から平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア　平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ　平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成28年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③　平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日）以前に製作された輸入自動車 **8-53-15-1　装備要件** 8-53-17-1に同じ。 **8-53-15-2　性能要件** **8-53-15-2-1　テスタ等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①8-53-17-2-1（1）①に同じ。 （2）8-53-17-2-1（3）に同じ。 **8-53-15-2-2　視認等による審査** 8-53-17-2-2に同じ。 **8-53-15-2-3　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。 （2）8-53-15-2-1（1）の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を	**8-53-14-2-3　書面等による審査** （1）～（2）（略） （3）8-53-15-2-3（3）に同じ。 （4）8-53-15-2-3（4）に同じ。 （5）8-53-15-2-3（5）に同じ。 （6）8-53-15-2-3（6）に同じ。 （新設）

新	旧
有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。 (4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。 (5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。 (6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。 **8-53-16　従前規定の適用⑫** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車 ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 **8-53-16-1　装備要件** 8-53-17-1 に同じ。 **8-53-16-2　性能要件** **8-53-16-2-1　テスタ等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 8-53-17-2-1 (1) ①に同じ。 (2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。 **8-53-16-2-2　視認等による審査** 8-53-17-2-2 に同じ。 **8-53-16-2-3　書面等による審査**	（新設）

新	旧
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 8-53-14-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。 (4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。 (5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。 (6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。 **8-53-17　従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～②（略） **8-53-17-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-17-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-53-17-2　性能要件** **8-53-17-2-1　テスタ等による審査** (1) ～ (3)（略） **8-53-17-2-2**（略） **8-53-17-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 8-53-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6)（略） **8-54～8-59**（略） **8-60　排気管** **8-60-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係) (削除)	**8-53-15　従前規定の適用⑪** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～②（略） **8-53-15-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-15-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-53-15-2　性能要件** **8-53-15-2-1　テスタ等による審査** (1) ～ (3)（略） **8-53-15-2-2**（略） **8-53-15-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 8-53-15-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6)（略） **8-54～8-59**（略） **8-60　排気管** **8-60-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係) ① 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。 なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 197 条

新	旧
	第６項第１号） （参考図） 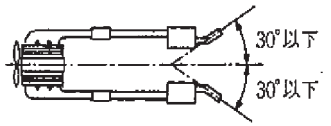
①　排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第１号） ②　排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第２号） ③　排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 197 条第 6 項第３号関係） ④（略）	②　排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第２号） ③　排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第３号） ④　排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 197 条第 6 項第４号関係） ⑤（略）
8-60-2～**8-60-4**（略）	**8-60-2**～**8-60-4**（略）
8-61～**8-82**（略）	**8-61**～**8-82**（略）
8-83　再帰反射材	**8-83　再帰反射材**
8-83-1～**8-83-2**（略）	**8-83-1**～**8-83-2**（略）
8-83-3　取付要件（視認等による審査）	**8-83-3　取付要件（視認等による審査）**
（1）再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係） ①～⑨（略） ⑩　自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯（後面の両側上部に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200㎜ 以上離れるように取付けられていること。 ⑪～⑬（略）	（1）再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係） ①～⑨（略） ⑩　自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200㎜ 以上離れるように取付けられていること。 ⑪～⑬（略）
（2）（略）	（2）（略）
8-83-4（略）	**8-83-4**（略）
8-84～**8-86**（略）	**8-84**～**8-86**（略）
8-87　方向指示器	**8-87　方向指示器**
8-87-1～**8-87-2**（略）	**8-87-1**～**8-87-2**（略）
8-87-2-1　視認等による審査	**8-87-2-1　視認等による審査**

新	旧
8-87-3　取付要件（視認等による審査） （1）（略） （2）方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係） ①～⑨（略） ⑩　（1）④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、可能な限り等間隔となるように取付けられていること。 ⑪～⑯（略） （3）～（4）（略） **8-87-4**（略） **8-88**～**8-91**（略） **8-92　その他の灯火等の制限** **8-92-1　装備要件** 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係） （1）（略） （2）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑥～⑧（略） ⑨　運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。） ⑩（略） （3）～（12）（略） **8-92-2**～**8-92-4**（略） **8-93**～**8-97**（略） **8-98　車線逸脱警報装置** **8-98-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピ	**8-87-3　取付要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係） ①～⑨（略） ⑩　（1）④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、自動車の全長に対し可能な限り均等に配分されるように取付けられていること。 ⑪～⑯（略） （3）～（4）（略） **8-87-4**（略） **8-88**～**8-91**（略） **8-92　その他の灯火等の制限** **8-92-1　装備要件** 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係） （1）（略） （2）自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯 ⑥～⑧（略） ⑨　運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯 ⑩（略） （3）～（12）（略） **8-92-2**～**8-92-4**（略） **8-93**～**8-97**（略） **8-98　車線逸脱警報装置** **8-98-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピ

新	旧
ラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあっては、この限りでない。（保安基準第43条の6関係） **8-98-2**～**8-98-4**（略）	ラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないものにあっては、この限りでない。（保安基準第43条の6関係） **8-98-2**～**8-98-4**（略）
8-99　後写鏡 **8-99-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関しUN R46-04-S4に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあってはこの限りではない。（保安基準第44条第1項関係） **8-99-2　性能要件（視認等による審査）** （1）8-99-1のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S4（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係） ①～⑥（略） （2）～（6）（略） **8-99-3　取付要件（視認等による審査）** （1）8-99-2（1）の後方等確認装置は、8-99-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項第1号関係） ①（略） ②　車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。 ただし、UN R46-04-S4（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあってはこの限りではない。 （2）～（6）（略） **8-99-4**（略）	**8-99　後写鏡** **8-99-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関しUN R46-04-S3に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあってはこの限りではない。（保安基準第44条第1項関係） **8-99-2　性能要件（視認等による審査）** （1）8-99-1のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S3（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に規定が適用される後方等確認装置にあっては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係） ①～⑥（略） （2）～（6）（略） **8-99-3　取付要件（視認等による審査）** （1）8-99-2（1）の後方等確認装置は、8-99-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項第1号関係） ①（略） ②　車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。 ただし、UN R46-04-S3（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規程が適用される後方等確認装置にあってはこの限りではない。 （2）～（6）（略） **8-99-4**（略）

新	旧
8-100　直前及び側方の視界	**8-100　直前及び側方の視界**
8-100-1～8-100-2（略）	**8-100-1～8-100-2**（略）
8-100-3　取付要件（視認等による審査）	**8-100-3　取付要件（視認等による審査）**
（1）（略）	（1）（略）
（2）取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、（1）及び 8-100-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（（3）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第 224 条第 11 項関係） ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの	（2）取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、（1）及び 8-100-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（（3）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第 224 条第 11 項関係） ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの
（3）（略）	（3）（略）
8-100-4～8-100-6（略）	**8-100-4～8-100-6**（略）
8-100-7　従前規定の適用③ 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 6 項関係）	**8-100-7　従前規定の適用③** 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 6 項関係）
8-100-7-1～8-100-7-2（略）	**8-100-7-1～8-100-7-2**（略）
8-100-7-3　取付要件（視認等による審査）	**8-100-7-3　取付要件（視認等による審査）**
（1）8-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（8-100-7-2（2）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）	（1）8-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（8-100-7-2（2）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
8-101～8-113（略）	**8-101～8-113**（略）
8-114　乗車定員	**8-114　乗車定員**
8-114-1　性能要件（視認等による審査）	**8-114-1　性能要件（視認等による審査）**
（1）自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 237 条第 1 項関係）	（1）自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 237 条第 1 項関係）

新	旧
①～⑤（略） ⑥　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ　UN R44-04-S12の4.、6.から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S12の2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 （2）（略） **8-114-2～8-114-4**（略） **8-115～8-116**（略） **第9章～第11章**（略） **別表1～別表2**（略） **別表3（4-7関係）** **審査の実施の方法**	①～⑤（略） ⑥　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ　UN R44-04-S11の4.、6.から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S11の2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 （2）（略） **8-114-2～8-114-4**（略） **8-115～8-116**（略） **第9章～第11章**（略） **別表1～別表2**（略） **別表3（4-7関係）** **審査の実施の方法**

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6（略） 7　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は（9）を除く。）及び4（(5) 及び (6) に限る。）の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ①～③（略） ④　当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの（諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。） ⑤（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 ①（略） ②　当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの。

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6（略） 7　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は（9）を除く。）及び4（(5) 及び (6) に限る。）の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ①～③（略） ④　当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの（諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の追加又は変更であるものについてはこれに該当する） ⑤（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 ①（略） ②　型式指定を受けた自動車から構造・装置（当該型式で認証を受けた他の類別で設定のある構造・装置と同じ仕様を含む。）に変更がないもの。

20,中古エアバッグ類は正常な作動が保証されません！

中古エアバッグ類は正常な作動が保証されません⚠

自動車から取り外したエアバッグ類をネットオークション等から入手し、他の自動車へ取り付けた場合、メーカーは正常な作動を保証していません。

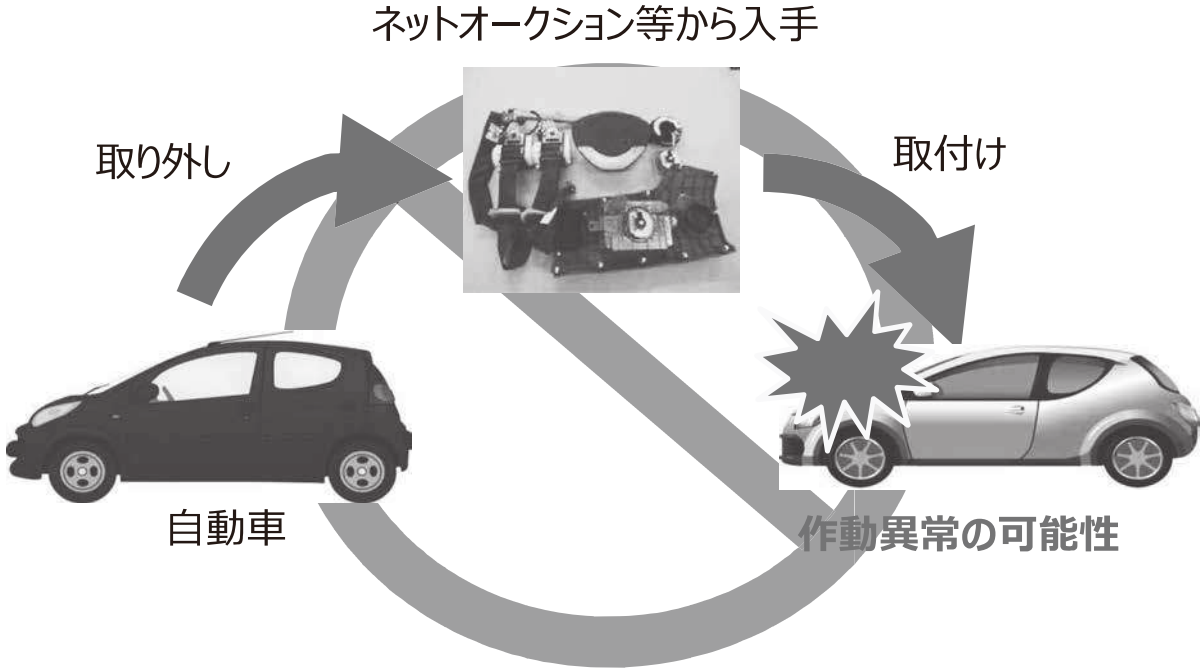

都道府県から許可を受けた解体業者は、自動車リサイクル法に従い使用済自動車から有用な自動車部品等の取り外しを行っています。
一方、使用済自動車のエアバッグ類は、その特殊性から自動車メーカー等に引き渡すことが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されています。

エアバッグ類の処理にお困りの場合は、
（一社）自動車再資源化協力機構
TEL:03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org
にご相談ください。

経済産業省・（一社）自動車再資源化協力機構

総合・行政・海外

中古エアバッグ流通抑止へ
整備業界に注意喚起
経産省 品質 保証できず

経済産業省は、中古エアバッグ部品の利用に対する注意喚起を自動車整備業界にも行う方針を固めた。国土交通省と調整後、日本自動車整備振興会連合会（日整連、橋本一豊会長）を通じて整備事業者に周知する。解体事業者やインターネットオークション大手にはすでに働きかけを始めているが、買い手となる整備事業者にも注意喚起し、中古エアバッグの流通を抑えたい考え。ただ、再利用自体は法令違反ではなく「そもそも中古エアバッグの再利用がなぜ禁止されているのか考えるべきでは」（首都圏の解体業者）との声もある。

リサイクル業界からは異論

経産省は啓発内容や手法などを国交省と詰め、日整連に会員企業への周知を求める。中古エアバッグは品質を保証できないことや、自動車リサイクル法では廃車から外したエアバッグの再販を禁じていることを知らせる内容だ。

一方、廃車以外から取り出した中古エアバッグの再利用は自リ法の対象外だ。自動車メーカーや多くの解体事業者は「作動するかどうか品質を保証できない」として利用を自粛しているが、新品の半値程度で流通する事例が後を絶たない。

このため経産省は、自動車リサイクル業界に通達を出したり、ヤフーなどのオークション運営企業に警告表示を要請するなどしてきた。消費者庁とも連携し、追加対策を検討中だ。

一方で、こうした経産省の強硬姿勢について、自動車リサイクル業界の一部から異論も出てきた。自リ法自体は部品の再利用拡大も狙いとして

注意喚起チラシ

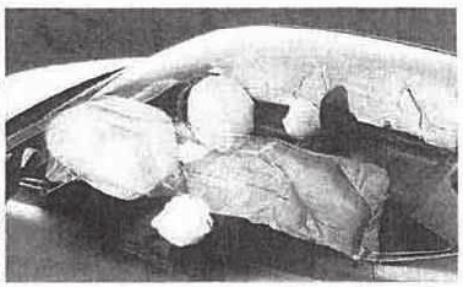
1台当たりのエアバッグは10個近くにも

おり、エアバッグの転売を禁じているのはインフレーター（膨張装置）に毒物指定物質（アジ化ナトリウム）が使われていた経緯があるからだ。アジ化ナトリウムは現在、使われておらず、当初の規制根拠を失ったまま続く転売規制に「法令が想定する状況と実態が合わなくなってきている」（自動車リサイクル団体幹部）との指摘もある。米国では中古エアバッグの業界ガイドラインが作られ、修理代を抑えたい個人を中心に一定の需要がある。

近年では1台に10個以上のエアバッグを搭載している車両も珍しくない。解体部品の販売時にエアバッグだけを取り除き、新品を組み込む手間もかかる。品質不安だけで膨大な未使用エアバッグの廃棄を今後も続けるべきか、業界内で論議が起きる可能性もある。

不適切な補修等

(1) 第6 章から第8 章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

ウ タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（7-32-1（8-32-1）（2）の表示を除く。）

（2）灯火器、7-100（8-100）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

22,自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に
係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）

各地方運輸局長殿
沖縄総合事務局長殿

国自整第63号
平成14.7.1
最終改正　国自整第139号
平成23.3.25
自動車交通局長

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第79条による自動車分解整備事業の認証申請及び法第94条の2に基づく指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）第1条による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、これまで、各地方運輸局等で申請様式及び添付書類等を定め指導してきたところであるが、今般、下記のとおり、申請書等の記載項目及び添付書類を全国的に統一する等の見直しをするとともに、関係通達の整理等を行ったので、自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る業務については、これにより取り扱うとともに、自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者を指導されたい。

記

第1節　自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領

略

第2節　自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領

1．自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等

(1)　自動車分解整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

ア　定期点検整備作業に係る料金の掲示

i　事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。

a　施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

b　掲示する料金により行う整備の作業内容を明確にしたものであること。

ii　料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。

イ　定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付

i　点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

ii　点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載しておくこと。

ウ　料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

エ　不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

(2) 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

ア　指定規則第６条第１項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。

イ　法第94条の５第１項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第６条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。

ウ　法第94条の５第４項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。

エ　法第94条の５第４項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第８条第２項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。

また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の５第１項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第８条第２項の点検の際に、指定規則別表第２の３の項及び４の項の検査を行っても差し支えない。

２．自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

(1) 自動車検査員は、法第94条の５第４項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。

(2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の５第４項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。

ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。

(3) 自動車検査員は、法第94条の５第４項の検査を行う際には、「自動車検査独立行政法人法」（平成11年12月22日法第218号）第12条第１項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。

(4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

３．限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

(1) 法第94条の５の２第３項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。

(2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。

(3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第７条第２項及び別表第２中「１．構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。

23,審査事務規程（抜粋）

独立行政法人 自動車技術総合機構
審査事務規程（抜粋）

第１章　総則

１目的

自動車が保安基準に適合するかの審査事務に関する規定で、適正かつ確実な実施を図るためのもの

２適用

自動車の審査については、道路運送車両法等の関係法令、保安基準。国による通達の他「審査事務規程」によることとする。

３用語の定義

この規程における用語の定義

以下　略

第４章　審査の実施方法

４－４　不適切な補修等

①　～　⑫に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

４―５　制作年月日

制作年月日の判断は、

①　完成検査終了証の発行日

②　原則として、初めての検査の申請書を提出した日（初度登録年月日）

４－９　車台番号及び原動機型式の確認

自動車に打刻されている車台番号及び原動機型式について、自動車検査証、登録識別情報通知書、自動車検査証返納証明書、限定自動車検査証と同一であることを確認する。

４－10　走行距離計表示値の確認

総走行距離計の確認をする。

４－21　貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認

普通貨物自動車で車両総重量７ｔ以上のもので、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が当該自動

車の検査証又は登録識別情報通知書の記載事項と同一であるか視認等により確認すること。

第７章　新規検査及び予備検査

７－１　適用

指定自動車等以外の自動車の新規検査・予備検査に適用する。（中古車を除く）

（指定自動車等については、審査事務規程４－１０６（技術基準）を追加）

第８章　継続検査及び構造等変更検査等（使用過程車及び中古車を含む）

８－１　適用

- 自動車の構造・装置又は性能に変更があり、構造等変更検査の場合は、第４章適用
- 自動車又はその部品の改造、装置の変更により、構造、装置又は性能に変更がある場合は、第７章適用

24,審査事務規程の構成

審査事務規程の構成

（例）　８－７１　車幅灯

１．装備要件（どの様な自動車に）（８－７１－１　）

・自動車の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

２．性能要件（どの様な物を）（８－７１－２）

視認等による審査（８－７１－２－１）

(1) 夜間前方に幅を示すもので、灯光の色、明るさ等に関し、視認等により審査する。

① 夜間、前方 300m から点灯を確認できるもの（5W～30W、15 ㎠以上）

② 灯光の色は、白（方向指示器等と兼用・一体のものは橙色でも可）

③ 見通し要件

④ 灯器の損傷、汚れ

(2) 基準適合例

① 指定自動車等と同一構造、同一位置に取り付け

② 装置型式指定を受けてもの又はこれに準ずるもの

テスタ等による審査（８－７１－２－２）

３．取付要件（視認等による審査）（どの様な場所に）（８－７１－３）

(1) 取付位置、取付方法等について視認等により審査する。

① 個数は２個又は４個

② 取付高さは、上縁の高さ地上 2.1m 以下、下縁の高さ 0.25m

③ 二輪車等は、照明部中心が地上 2m 以下

④ 照明部の最外縁は、最外側から 400 ㎜以内

⑤ 車両中心面に対して左右対称の位置

⑥～⑫　略

(2) 基準適合例

① 指定自動車等と同一構造、同一位置に取り付け

② 装置型式指定を受けてもの又はこれに準ずるもの

４．適用関係の整理（制作年月日により異なります。）（８－７１－４）

７－７１－４を確認

(1) 昭和 35 年 9 月 30 日以前に制作された軽自動車は、７－７１－５を確認

(5) 平成 17 年 12 月 31 日以前に制作された自動車は、７－７１－９を確認

入庫～納車までの留意事項・指摘事項のまとめ

1、受付、受入点検時

①自動車検査証等での確認を徹底！！

継 続 検 査 …… **自動車検査証**

中古新規検査 …… 登 録 車は、**登録識別情報等通知書**

軽自動車は、**自動車検査証返納証明書**

※登録事項等証明書・検査記録事項等証明書では検査は出来ません。
（様式が異なっていますので良く確認して下さい。）

同一性確認

◎自動車検査証の同一性（長さ、巾、高さ、８ナンバーの構造要件等）確認を徹底し、疑いのあるものは、測定（巻尺等を使用）すること。

◎中古新規車に指定部品（エアスポイラー等）を装着して同一性に相違がある場合は**必ず持込検査で、諸元変更を行う**こと。（指定扱い不可）

◎最低地上高が少しでも低いと思われる車は必ず測定すること。

※スポーツマフラー装着車は「消音器」「触媒及び接続部」に低い部分があるので、前方及び後方から下部を見通し確認すること。

◎貨物車の鳥居部分に板・角材等が固定されているケースもありますので要注意すること。

備考欄について

◎「**自主防犯活動用自動車**」と記載が有る場合は、自動車使用者に現在も自主防犯活動用自動車として使用しているか確認し証明書の確認を必ず行うこと。既に活動を中止し、警察に届出されている場合は、点検・整備の前に自動車検査証の備考欄の削除を行うこと。

【参考１】

★中古新規（指定扱い）で現車提示する場合、で保安基準不適合や同一性（長さ、幅、高さ、重量、原動機型式、車台番号等）で再検査になると、不適合車両に保安基準適合証を交付したことになります。現車提示する車両は、認証扱いで持込検査を行う工場が多くあります。

※中古新規（指定扱い）で現車提示不要な車両は、

①乗用自動車、②軽自動車、③二輪自動車となりますが、長さ、巾、高さ、用途等に関する事項が同一であることが条件となります。

【参考２】

★１回目の継続車検であっても、長さ、幅、高さ等が相違しているケースもありますので、基本的には巻尺等で実測をお願いします。

◎重機運搬トレーラー関係で、備考欄の基準緩和の期限が切れているケースがありますので注意すること。**（継続した緩和認定書の原本を必ず確認するとともに更新時は、原本又は、コピーを添付すること。）**

2、社用車、従業員車両、展示車両等の管理徹底について

「回転部分の突出」「最低地上高不足」「窓ガラスの貼り付け物」等の保安基準不適合で、監査で指摘されるケースが有りますので、再度、確認をお願いします。車載専用車の構造要件等に違反事例があります。

※微妙なケースは必ず測定し、不適合車両は速やかに改善すること。

※定期点検も実施して、点検済ステッカーについても、貼付をお願いします。

平成27年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
1 福島	平成28年3月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。

平成２８年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
１ 山　形	平成28年4月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。
２ 宮　城	平成２８年５月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。
３ 宮　城	平成２８年５月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①認証を受けた作業場以外で分解整備を実施した。 ②対象とする自動車の種類以外を分解整備した。
４ 福　島	平成２８年１０月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。
５ 福　島	平成２８年１０月	自動車分解整備事業 文書警告	①不正改造状態での車検手続き。 ②概算見積書の未交付。
６ 福　島	平成２８年１１月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①点検整備記録簿の虚偽記載をした。 ②整備主任者の分解整備等に関する統括管理に不備があった。 ③違反行為の幇助をした。
７ 青　森	平成２９年３月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。

27,自動車整備事業に係る違反点数についてまとめ

整備事業・全般関係通達

別表1

事業停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～19	10	100～109	55
20～29	15	110～119	60
30～39	20	120～129	65
40～49	25	130～139	70
50～59	30	140～149	75
60～69	35	150～159	80
70～79	40	160～169	85
80～89	45	170～179	90
90～99	50		

別表１

自動車分解整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	１台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	１台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法78条－1項	・事業場（場所）違反	・認証を受けた作業場以外で分解整備を実施	５点	
法79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消	
法81条－1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	３点 取消	注１－１
－2項	・廃止の未届出	・廃止届出の未提出	取消	
法82条－2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	３点	
法83条－2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	３点	
法89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	３点	
法90条	・分解整備作業不適切	①分解整備に係る部分が保安基準に不適合 ②分解整備作業に重大な瑕疵があった	10点／台 10点／台	事故を惹起した場合には30点／台 事故を惹起した場合には30点／台
法91条－1項	・分解整備記録簿の備付け・記載違反	①分解整備記録簿の虚偽記載 ②分解整備記録簿の記載なし ③分解整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④分解整備記録簿を備え付けていない	10点 ３点 １点 ３点	不正改造状態の場合は10点 注１－２
－2項	・分解整備記録簿の交付義務違反	・使用者へ分解整備記録簿の写しを交付していない	３点	注１－２
－3項	・分解整備記録簿の保存義務違反	・分解整備記録簿を２年間保存していない	３点	不正改造状態の場合は10点 注１－２
法91条の2 〔則57条〕	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員数が認証基準の要件を満たしていない	６点 ６点	
法91条の3 〔則62の2の2条1－1〕	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	３点 １点	
〔則62の2の2条1－2〕	・概算見積書の未交付等	①整備内容及び必要性を説明していない ②概算見積書の未交付	３点 ３点	
〔則62の2の2条1－3〕	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求	６点	
〔則62の2の2条1－4〕 法99条の２	・不正改造	・不正改造を実施	15点／台	５台以上は取消し
法91条の３ 〔則62の2の2条1－5〕	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備	６点 ６点 ３点	
〔則62の2の2条1－6〕	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	３点	
〔則62の2の2条1－7〕	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	３点	
〔則62の2の2条1－8〕	違反行為の要求、依頼等	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幇助	６点	不正改造の実施を依頼等した場合には15点／台（５台以上は取消し） ペーパー車検、不正改造状態で車検を依頼等した場合には10点／台
〔則62の2の2条2項〕	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	３点 10点	
法92条	・改善命令違反	・法第92条に基づく命令に従わず	取消	
法93条－1号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消	
－2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を分解整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を分解整備	５点 ５点	
	・認証条件違反	・認証の条件違反	５点	
－3号	・欠格事項	・法第80条第１項第２号イ、ハ又はニに該当（但し、法人であって、その役員が法第80条第１項第２号ロに該当した場合を除く。）	取消	
法94条の5	・適合証の不正交付	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続	10点／台	車検手続きを行った指定整備工場の分解整備事業に適

				用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。
法100条－1項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	30点	
2項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	30点	

注1－1：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。
注1－2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期　平成 22 年 4 月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

基準に適合しないマフラーを装着して公道を走ることはできません。

① バッフル等の騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着が禁止

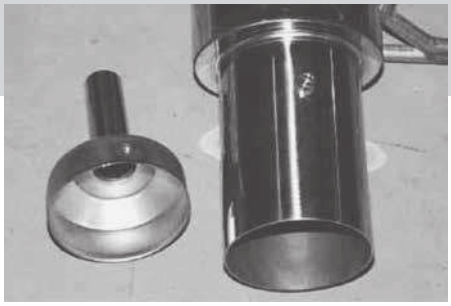

不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの

② 新車段階に加え、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

※自動車及び原動機付自転車が規制対象
（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）

基準に適合するもの

（1）次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）

（例）自動車メーカー商号、商標等

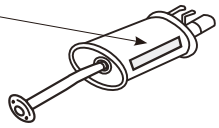

（ロ）装置型式指定品表示（装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示）（自マーク）

（例）自

（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）

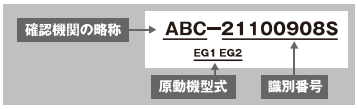

（第1種後付消音器の性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例

（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）

（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。）

（2）次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音レベルが82dB（原動機付自転車は79dB）以下である自動車等
■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等
■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。
（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）
・COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
・WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

29,点検整備推進運動について

トラック・バスなどの大型車をご使用の皆さんへ

火災・車輪脱落・車体腐食防止のために しっかり点検・整備しましょう。

日常点検や**定期点検**をきちんと行っていますか?
日頃こまやかな点検を行っていれば、**火災・車輪脱落・車体腐食**などのほか
運転中のトラブルの多くは回避できます。
毎日安心して運転するために、**しっかり点検しましょう。**

車両火災

このような事故が起きています。

事業用バスの車両火災事故

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発しました。
事業用バスの車両火災は、平成15年1月から平成27年12月末までに事業用で222件発生しており、なかには、車両が全焼に至るケースも見られ、一歩間違えれば大惨事となりかねません。

最近4年間(平成23年～26年)に発生した事業用バス火災事故(58件)の発生推定原因

バス火災事故の原因としては「点検・整備不十分」や「整備作業ミス」といった点検・整備が関係しているものの割合が多く(36件)、また、出火に至る状況としては「電気配線ショート」や「燃料漏れ」の割合が多かった(22件)

火災事故を防ぐためにも以下を含む点検・整備は必ずおこなってください。

部位(装置)	点検のポイント(見方 / 交換目安)	点検しないと…(火災発生のメカニズム)
バッテリーのターミナル	• 緩みや腐食、外れはないか。	• 異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。
バッテリーハーネス	• 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 • 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	
燃料フィルター	• 取付部やドレーンプラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	• 部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 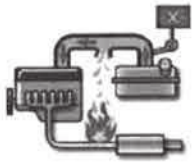
燃料ホース	• 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 • 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ (燃料高圧パイプ)	• 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 • クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 • パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

車輪脱落

このような事故が起きています。

大型自動車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成15年1月以降、平成27年12月末までに460件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ナットが緩む、ボルトが折れる等、車輪脱落までには必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行ってください。また、タイヤ交換時などの不適切な締付け（強すぎ、弱すぎ）や、誤ったボルト・ナットの使用（アルミホイール用、スチールホイール用の誤用）は、車輪脱落の原因となります。

日常点検　1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

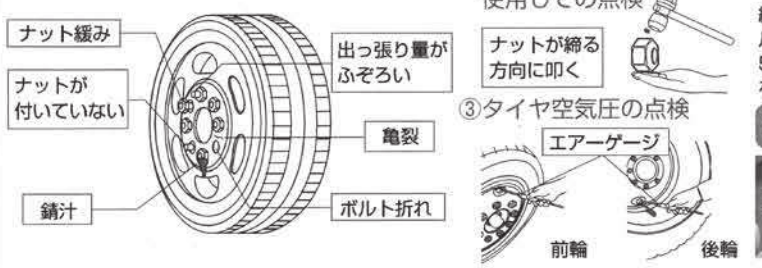

増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km 走行後を目安に増し締めを行います。

車体腐食

このような事故が起きています。

事業用バスの車体腐食事故

○平成27年11月12日、貸切バスが走行中に操縦不能となり、進行方向右側の中央分離帯に衝突。7名負傷。

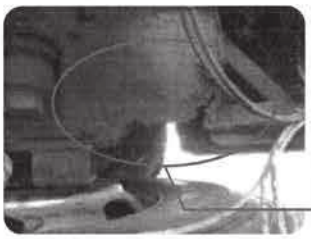

この事故は、凍結防止剤によるフレームの腐食のためロワーアームがフレームから脱落し、ハンドル操作が不能となったことが原因と考えられる。打音点検（下記参照）等、適切な点検整備の実施による確認が必要。

主要骨格部位の腐食による穴あき等は、堅ろうではないとして保安基準不適合

自動車点検基準（国土交通省令）に「車枠及び車体」の「緩み及び損傷」を3月ごとに点検することとなっています。自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマによる打音点検等によるほか、自動車メーカーが提供している情報（QRコード参照）を参考に、腐食の有無等について点検を行うようにしてください。
また、点検の結果腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し必要な防錆措置又は補修を行うなどの対処を行うようにしてください。

■推進：国土交通省　自動車点検整備推進協議会　■後援：内閣府　警察庁　環境省
■協力：独立行政法人自動車技術総合機構　軽自動車検査協会　独立行政法人自動車事故対策機構
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会　一般社団法人 日本自動車工業会　一般社団法人 日本自動車販売協会連合会　一般社団法人 全国軽自動車協会連合会　一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会　日本自動車輸入組合　一般社団法人 日本自動車連盟　一般社団法人 全国自家用自動車協会　公益社団法人 日本バス協会　一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会　一般社団法人 全国レンタカー協会　一般社団法人 日本自動車タイヤ協会　全国石油商業組合連合会　一般財団法人 自動車検査登録情報協会　公益財団法人 日本自動車教育振興財団　一般社団法人 日本損害保険協会　全国共済農業協同組合連合会　全国労働者共済生活協同組合連合会　一般社団法人 日本自動車部品工業会　全日本自動車部品卸商協同組合　全国自動車電装品整備商工組合連合会　一般社団法人 自動車用品小売業協会　一般社団法人 電池工業会　全国ディーゼルポンプ販売連合会　日本自動車車体整備協同組合連合会　一般社団法人 日本自動車車体工業会　全国タイヤ商工協同組合連合会　全国自動車部品販売店連合会　一般社団法人 日本自動車部品協会　全国オートバイ協同組合連合会（順不同）

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。　点検・整備　検索　www.tenken-seibi.com　2017 自動車点検整備推進運動